

平成24年7月27日
於：庁議室

世田谷区基本構想審議会第1部会（第4回）

議 題

1. 地域コミュニティについて
2. その他

《配付資料》

- 資料26 地域行政制度について（※第3回配付資料）
- 資料27 行政のPR手法と効果
- 資料28 町会・自治会の現状と課題
- 資料29 NPO法人の現状等
- 資料30 地域コミュニティの単位あたりの人口
- 資料31 地域コミュニティ等に関するこれまでの議論
- 資料32 地域コミュニティ活性化への取組み
- 資料33 区民の行政参画について
- 資料34 住民力、協働社会、ソーシャルビジネスなどについて
- 資料35 区民ワークショップの開催結果について

《次回予定》

第1部会（第5回） 月 日（ ） 時

場所：

地域行政制度について

1 地域行政制度の目的

- ① 地域住民に密着した総合的サービスの展開
- ② 地域の実態に即したまちづくりの展開
- ③ 区政への区民参加の促進

2 地域行政制度の現状と課題

(1) 現在の地域行政制度

別紙資料のとおり

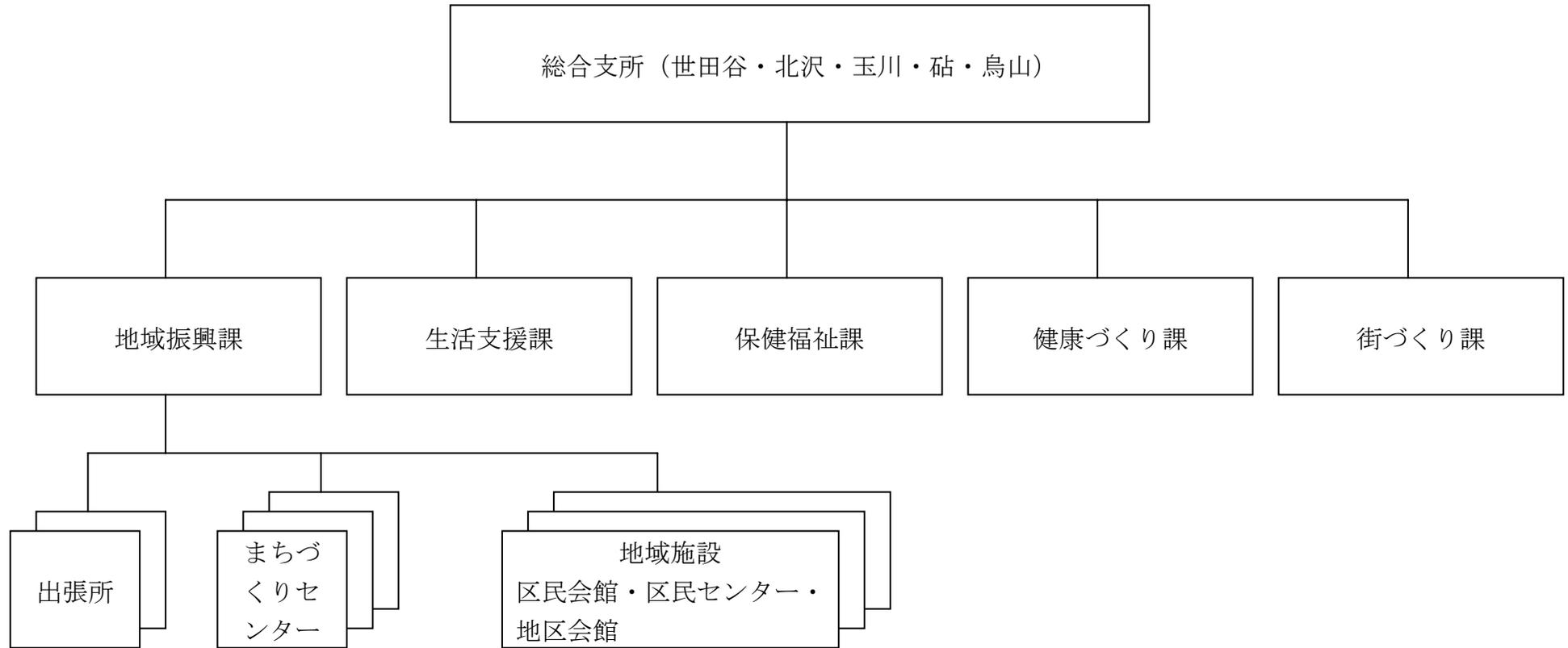
(2) 地域行政組織の課題

- ① 次の課題を設定し、対応に取り組んでいる。

項目	概要
ネットワークの充実	各種活動団体のネットワークの強化・交流の促進
地域防災力の向上	災害時要援護者への対応
福祉関係機関・団体との連携	地区の福祉関係団体との連携
相談機能の充実	区民からの相談の第1次的窓口
地域情報の発信	地域・地区の情報の整理・充実、発信

- ② 区は、東日本大震災を契機に、防災の観点から改めて出張所・まちづくりセンターなどの地域行政制度のあり方を改めて見直すこととしている。
⇒ 区議会において特別委員会を設置
⇒ 庁内における検討組織を設置

世田谷区の地域行政組織



- ※ 区役所本庁の部署に属する地域組織・地域施設
- 土木管理事務所、公園管理事務所、清掃事務所
 - スポーツ施設（総合運動場など）、文化施設（美術館、文学館）、民家園、郷土資料館、小・中学校、幼稚園、図書館、教育相談室、ほっとスクール
 - 保育園、児童館
 - 福祉施設
 - 消費生活センター、男女共同参画センター

23区の出張所等における所掌事務と職員配置の状況(平成23年7月現在)

*1 住民票の写し、印鑑登録証明書、納・課税証明書、外国人登録証明書、戸籍関係の証明書の交付事務

*2 外国人登録関係諸届、国民健康保険・国民年金・介護保険に関する届出、区民税・国民健康保険料等の収納、母子健康手帳交付の取扱いがある場合は、「○」を表示。一部を扱う場合は、個別に明記した。

区名	出張所等の数 と名称	出張所等の数	人口(23.1.1)	出張所等1箇所 あたりの人口	窓口サービス・地域活動支援・証明書自動交付機					設置条例等		備考	職員数(H22.4.1時点)					
					諸証明の 交付(*1)	住民票異動 届、印鑑登録	その他の届 (*2)	地域活動支 援	自動交付機	名称	地方自治 法155条		常勤	OB 再任用	OB 非常勤	一般 非常勤	常勤換算 (OB=0.8、 非常勤0.5)	職員1人あ たり区民
1 千代田	6出張所	6	47887	7981	○	○	○ (※1)	○	なし	千代田区役所出 張所設置条例	○	※1 外国人登録関係事務は不可	45	4	3	6 (人材 派遣)	53.6	893
2 中央	2特別出張所	2	116930	58465	○ (※2)	○	○ (※3)	○	2か所	中央区特別出 張所設置条例	○	※2 外国人は印鑑証明及び納・課税証明書のみ ※3 外国人登録関係事務は不可	31	2 (再任 用フル タイム)	1	0	38.6	3029
3 港	5総合支所	6	205599	34267	○	○ (※4)	○ (※5)	○ (※6)	5か所 +3箇所	港区総合支所及 び部の設置に関す る条例	○	※4 外国人印鑑登録は、芝地区総合支所でのみ 取り扱い ※5 外国籍の人の国民健康保険・長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)に関する手続きは、芝地区 総合支所でのみ取り扱い ※6 総合支所地域振興係が地域活動支援を行う。	430	18	4	0	447.6	459
	1分室				○	○ (※4)	○ (※5)	○ (※6)	1か所			※4 外国人印鑑登録は、芝地区総合支所でのみ 取り扱い ※5 外国籍の人の国民健康保険・長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)に関する手続きは、芝地区 総合支所でのみ取り扱い ※5 母子健康手帳交付以外の業務は、週1回実施 ※6 総合支所地域振興係が地域活動支援を行う。						
4 新宿	10特別出張所	10	283819	28382	○	○	○ (※7)	○	各1台設置	新宿区特別出 張所設置条例	○	※7 国民健康保険・国民年金・介護保険に関する 届出、区民税・国民健康保険料等の収納、母子健 康手帳交付	109	9	11	9	129.5	2192
5 文京	9地域活動セン ター	9	191194	21244	○ (※8)		○ (※9)	○	なし (※10)			※8 区民サービスコーナーにて行う。戸籍関係の 証明書は取次ぎ。区民サービスコーナーは、礪川 地域活動センターを除く8地域活動センターに設 置。 ※9 母子手帳の発行 ※10 シビックセンター内の区民サービスコーナー に自動交付機1台設置あり。 ・旧出張所を9地域活動センターとし、地域活動支 援を行う。	17	5 (再任 用フル タイム) 15 (短時 間)	9	18	50.2	3809
6 台東	3区民事務所	11	168369	15306	○	○	○	○	3か所 +2か所	東京都台東区 民事務所設置条	○		54	9	10	6	72.2	2332
	2分室				○ (※11)	○	○	○	2か所	東京都台東区 民事務所設置条	○	※11 戸籍附票、身分証明不可						
	6地区センター				○ (※12)			○	5か所	東京都台東区 地区センター運 営規程		※12 (取次ぎ交付)戸籍、外国人登録関係不可						
7 墨田	5出張所	5	240380	48076	○	○	○		なし				46	1	0	0	46.8	5136
8 江東	8出張所	8	450950	56369	○	○	○	○	6か所 +10か所	江東区役所の出 張所設置条例			72	4	4	0	78.4	5752

区名	出張所等の数 と名称	出張所等の数	人口(23.1.1)	出張所等1箇所 あたりの人口	窓口サービス・地域活動支援・証明書自動交付機					設置条例等		備考	職員数(H22.4.1時点)					
					諸証明の 交付(*1)	住民票異動 届、印鑑登録	その他の届 (*2)	地域活動支 援	自動交付機	名称	地方自治 法155条		常勤	OB 再任用	OB 非常勤	一般 非常勤	常勤換算 (OB=0.8、 非常勤0.5)	職員1人あ たり区民
9 品川	6地域センター	13	351350	27027	○	○	○	○	なし	品川区地域センターの設置に関する条例		100	3	0	0	102.4	3431	
	7地域センター				○			○	なし	品川区地域センターの設置に関する条例								
10 目黒	5地区サービス事務所	8	254185	31773	○	○	○	○	なし	目黒区地区サービス事務所設置条例	○	44	4 (フルタイム)	2	19 (専務的非常勤)	70.3	3616	
	3行政サービス窓口				○				なし					14 (短時間)				
11 大田	18特別出張所	18	674920	37496	○	○	○	○	なし	大田区特別出張所設置条例		216	0	0	0	216	3125	
12 世田谷	7出張所	28	835819	29851	○	○	○	○	7か所 +4か所	世田谷区出張所設置条例	○	221	14	4	104	287.4	2908	
	1分室				○	○	○		1か所	世田谷区出張所設置条例	○							
	20まちづくりセンター						○ (※13)	○	20か所	世田谷区出張所設置条例	○							※13 国保証再発行等
13 渋谷	10出張所	10	196910	19691	○	○	○	○	1か所 + セブンイレブ ン 各店舗	渋谷区役所出張所の設置に関する条例		80	8	0	0	86.4	2279	
14 中野 (~ 7/18)	15地域センター	20	298571	14929	○	○	○	○	なし	中野区地域センター条例		83	21	0	0	99.8	2992	
	中野 (7/19 ~)	5地域事務所			○	○	○		なし	中野区地域事務所設置条例		34	1	0	0			
	15区民活動センター							○	なし	中野区区民活動センター条例		15	15	0	0			
15 杉並	4区民事務所	10	527133	52713	○	○	○					99	2	2	6	105.2	5011	
	4駅前事務所				○	○	○			区内23か所 24台								土曜日に窓口開設(平成20年9月から土日本庁開庁に伴い、土曜開設のみに変更)
	2分室				○	○	○											
16 豊島	2区民事務所	2	246029	123015	○	○	○	○	2か所 +5か所	豊島区区民事務所設置条例	○	21	4	2	2 (臨時)	26.8	9180	
17 北	3区民事務所	29	317929	10963	○	○	○		なし	東京都北区区民事務所設置条例	○	60	13	3	0	97.2	3271	
	7分室				○		○ (※14)		なし	東京都北区区民事務所設置条例	○	6	12	11	0			
	19地域振興室							○ (※15)	なし									
18 荒川	4区民事務所	4	188968	47242	○	○	○		4か所 +6か所			33	5	2	1	39.1	4833	
19 板橋	6区民事務所	24	517404	21559	○	○	○		6か所 +2か所	東京都板橋区役所区民事務所設置に関する条例	○	113	35	16	0	153.8	3364	
	18地域センター							○	13か所	東京都板橋区立地域センター条例								

区名	出張所等の数 と名称	出張所等の数	人口(23.1.1)	出張所等1箇所 あたりの人口	窓口サービス・地域活動支援・証明書自動交付機					設置条例等		備考	職員数(H22.4.1時点)					
					諸証明の 交付(*1)	住民票異動 届、印鑑登録	その他の届 (*2)	地域活動支 援	自動交付機	名称	地方自治 法155条		常勤	OB 再任用	OB 非常勤	一般 非常勤	常勤換算 (OB=0.8、 非常勤0.5)	職員1人あ たり区民
20 練馬	4区民事務所	17	693369	40786	○	○	○	○ (※16)	4か所 +4か所	練馬区区民事務 所等の設置に関す る条例	○	※16 組織上、地域振興課系列に一元化し、出張所 等機能とは分化	140	13	5	1	154.9	4476
	13出張所				○		○ (※17)		13か所	練馬区区民事務 所等の設置に関す る条例	○	※17 区民税・保険料収納						
21 足立	17区民事務所	17	644448	37909	○	○	○	○	なし				169	7	3	15 (区民 事務所 事務補 佐員) 2 (事務 職育児 休業代 替嘱託 員)	185.5	3474
22 葛飾	6区民事務所	29	435253	15009	○	○	○		なし	葛飾区区民事務 所の設置に関する 条例	○		70	3	6	0	77.2	5638
	4区民サービス コーナー				○		○ (※18)		なし	葛飾区区民事務 所分室の設置に関 する規則		※18 区民税・保険料収納						
	19地区センター							○	なし			・各地区センターにセンター長(係長級職員)を配置 し、地域活動支援を行う。 ・19地区センターのうち9地区センターが区民事務 所又は区民サービスコーナーと併設。						
23 江戸川	5事務所	5	654537	130907	○	○	○	○	5事務所 +5か所	江戸川区出張所 設置条例	○		236	6	1	19	251.1	2607

23区合計	人口	出張所等1箇所 あたりの人口	世田谷区
291	8541953	29354	29851

23区合計	職員1人あ たり区民	世田谷区
2870	2976	2908

「地域行政について」をテーマとした区民意見交換会における区民意見

1 開催日時 平成24年5月26日(土) 午後2時から午後4時40分

2 開催場所 区役所第3庁舎3階 ブライトホール

3 区出席者 保坂区長 5総合支所長、政策経営部長 ほか

4 参加区民 26名

5 当日の主な意見等

(1) 出張所・まちづくりセンターの窓口の仕事について

意見要旨	<ul style="list-style-type: none">・まちづくりの拠点としてどのように位置づけているのか。・歩いて行ける距離で要件がすむようにしてほしい。・コンシェルジュ的な機能が出張所にできないのか・人と人で町の様子を伝えてくれるようにまちづくりセンターの充実を図ってほしい。・町会・自治会へ未加入の方も増えていく中で、行政の拠点として情報を発信してもらわないと住民に情報が伝わらない。・出張所改革以降、地区の活動を支えてくれる、まちづくりセンターが、地区活動を支える力が弱まっている。・災害時の拠点としても、地区活動の拠点がまちづくりセンターなので職員の充実を図ってほしい。・まちづくりの拠点といっているが、土日にしか活動できない人が多い中、土日は閉庁している。・組織改正を行うことは相当な時間もかかり、この機会に何百人も職員を増やし、何十億も人件費を増やすようなことは絶対に反対である。
回答要旨	<ul style="list-style-type: none">・まちづくりセンターは、地区まちづくり支援、これはコミュニティの活動を支援の拠点で、出張所は、まちづくりセンターの機能に加えて、転出入などの窓口サービスも行っている。・まちづくりセンターという一番地域に近いところの職員がいかに頑張っている、4人では不十分でないかとの問題提起は受けとめたいと思う。特に防災の体制を強化していきたいと思う。・土日でないと地域で動けない方が多い、土日にまちづくりセンターが閉まっている、接点が持ちにくいというのは大きなテーマだと思う。・出張所・まちづくりセンターの機能について、優先的に考えるものは何かということ考えたときに、やはり災害対策、被災対策をまず優先的に考えていかなければいけないと考えている。

(2) 地区における防災のあり方と出張所・まちづくりセンターの役割について

質問要旨	<ul style="list-style-type: none">・ まちづくりの拠点としてどのように位置づけているのか。・ 基本的な生活の場所の中に、まちづくりセンターがあり、まちづくりがあつてこそその防災だと思う。日々の人々のふれあう場所がまちづくりセンターであるべきで、施設があつても、普段から行かなければ災害時にいくこともできない。・ 現在の出張所・まちづくりセンターの人数で対応できるのか。
回答要旨	<ul style="list-style-type: none">・ 災害時には出張所・まちづくりセンターが拠点隊となり、職員が配置される体制ができています。・ 出張所・まちづくりセンターの災害対策対応は十分だと思っていない。もっと強化しなければならないと思っている。・ 避難所を設営する訓練を繰り返している地域と、それをわかっているにもかかわらずなかなか取り組むことが難しいというところがある。しっかり問題を出して、まちづくりセンターの現在の体制というものを、防災力の強化、あるいはコミュニティ支援に向けて強めていきたいと考えています。

(3) 地域に身近な総合支所のあり方について

意見要旨	<ul style="list-style-type: none">・ 支所で行っていた、広域的な行政、例えば土木だとか、街づくりだとか、そういったものが全部本所のほうに吸収されてしまい、支所で事務を行われず、3層構造ではなくなっている事務もある。・ 支所は広域的な行政をやっていて、基本的には出張所で区の身近な行政をやることになっているが、支所も出張所も仕事が減っている。
回答要旨	<ul style="list-style-type: none">・ すぐやる課の廃止は、もともと総合支所の中に地域振興課の計画・相談があり、区民により身近なところでスピーディーに対応していこうという改革をした。・ 行政の効率化、あるいはスピード感をどうやって持つかという見直しを図ってきた・ 専門職など職員の技術力が分散し技術継承の問題も出てくる。・ 小さな自治政府を5カ所につくっていくと、職員数の増加につながる。・ なるべく身近なところで行政サービスを展開することが、きめ細かなサービス提供にもなるが、人件費など、行政の効率化も求めなければならず、どこが一番接点になるのかということについて検討していきたい。

行政のPR手法と効果

	PR手法（広報手法）	効果・実績
紙媒体	区のおしらせ「せたがや」	各号 300,700 部発行 ・ 定期号 月 3 回・年 ・ 特集号（政策広報紙）年 10 回 ・ 点字 73 部、声（カセットテープ等） 129 部
	世田谷区政概要（冊子）	年 1 回 9 月に発行、1,600 冊発行 1 冊 700 円で販売、ホームページからも閲覧可
	せたがや便利帳（冊子）	年 1 回 9 月に発行、70,000 冊発行 広告掲載 27 社
	写真ニュース（写真＋記事）	月 2 回、区施設 210 か所と世田谷線 6 駅に掲示 250 部発行（B3 番 2 枚組）
	世田谷線駅ポスター掲示	月 2 回、世田谷線 6 駅に各 6 枚を掲示 各駅 6 枚、写真ニュース 2 枚と区主催事業ポスター
電子媒体	ホームページ	アクセス数月約 29 万件
	動画配信	区長記者会見 11 回 防災シンポジウム等のイベント 12 本
	世田谷WEB写真館	約 900 点掲載、貸し出し件数 35 件
	メールマガジン ツイッター	メールマガジン 延登録件数：24 年 3 月末現在 14,691 件 ツイッター ツイート数：53 件/年 フォロワー数：10,851 人（24 年 3 月末現在）
その他	CD・カセットテープ・レコードの貸し出し	世田谷音頭ほか全 27 件
	パブリシティ（記者会見、報道発表）	新聞等掲載件数：950 件/年 新聞社、通信社、テレビ局に対し、報道リリース、区長の週間予定表の提供、区長定例記者会見等
	エフエム世田谷	「世田谷通信」などの区提供番組の放送、災害時の緊急放送の実施

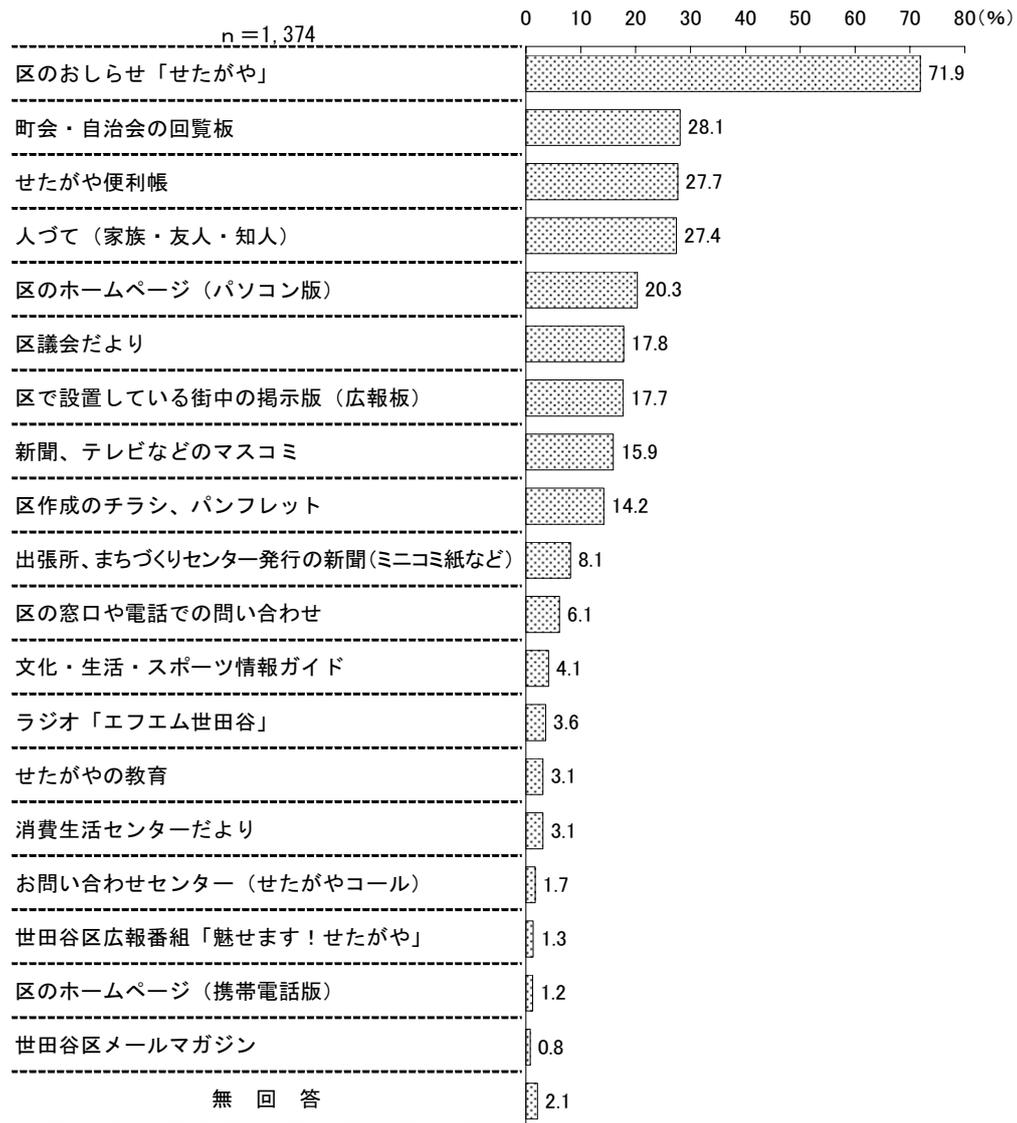
6. 広報

(1) 区についての情報源

◎ 区のおしらせ「せたがや」が7割を超える

問 16 あなたは、区についての情報をどこから得ていますか。(〇はいくつでも)

図 6-1-1



<調査結果>

区についての情報をどこから得ているか聞いたところ、「区のおしらせ「せたがや」(71.9%)が7割を超えて最も高く、以下、「町会・自治会の回覧板」(28.1%)、「せたがや便利帳」(27.7%)、「人づて(家族・友人・知人)」(27.4%)などと続いている。(図6-1-1)

区についての情報源(性・年齢別)

	1位	2位	3位	4位	5位
全体	区のお知らせ 「世田谷」 67.4%	町会・自治会の 回覧 28.0%	世田谷便利帳 25.7%	人づて 22.1%	区のホームペー ジ(パソコン版) 20.0%
男性20歳台	人づて 54.2%	区のお知らせ 「世田谷」 33.3%	区のホームペー ジ(パソコン版) 25.0%	街中の掲示 15.3%	新聞・テレビなど のマスコミ 15.3%
男性30歳台	区のお知らせ 「世田谷」 47.0%	人づて 32.0%	区のホームペー ジ(パソコン版) 28.0%	せたがや便利帳 19.0%	街中の掲示 13.0%
男性40歳台	区のお知らせ 「世田谷」 69.5%	人づて 32.1%	区のホームペー ジ(パソコン版) 28.2%	町会・自治会の 回覧 26.7%	せたがや便利帳 25.2%
男性50歳台	区のお知らせ 「世田谷」 74.2%	町会・自治会の 回覧 26.9%	世田谷便利帳 22.6%	区のホームペー ジ(パソコン版) 21.5%	区議会だより 21.5%
男性60歳台	区のお知らせ 「世田谷」 83.5%	区議会だより 27.8%	町会・自治会の 回覧 25.8%	せたがや便利帳 19.6%	街中の掲示 18.6%
男性70歳以上	区のお知らせ 「世田谷」 83.3%	町会・自治会の 回覧 48.0%	世田谷便利帳 35.8%	区議会だより 26.3%	街中の掲示 26.3%
女性20歳台	区のお知らせ 「世田谷」 44.1%	人づて 39.7%	区のホームペー ジ(パソコン版) 26.5%	せたがや便利帳 20.6%	チラシ・パンフ レット 20.6%
女性30歳台	区のお知らせ 「世田谷」 63.7%	区のホームペー ジ(パソコン版) 40.8%	人づて 28.0%	せたがや便利帳 24.2%	街中の掲示 12.7%
女性40歳台	区のお知らせ 「世田谷」 76.4%	区のホームペー ジ(パソコン版) 33.8%	世田谷便利帳 32.4%	人づて 28.4%	町会・自治会の 回覧 27.0%
女性50歳台	区のお知らせ 「世田谷」 84.5%	世田谷便利帳 35.5%	町会・自治会の 回覧 30.9%	人づて 27.3%	街中の掲示 20.0%
女性60歳台	区のお知らせ 「世田谷」 86.5%	町会・自治会の 回覧 42.9%	せたがや便利帳 38.3%	区議会だより 26.3%	人づて 26.3%
女性70歳以上	区のお知らせ 「世田谷」 83.3%	町会・自治会の 回覧 48.1%	せたがや便利帳 35.8%	区議会だより 28.4%	街中の掲示 27.2%

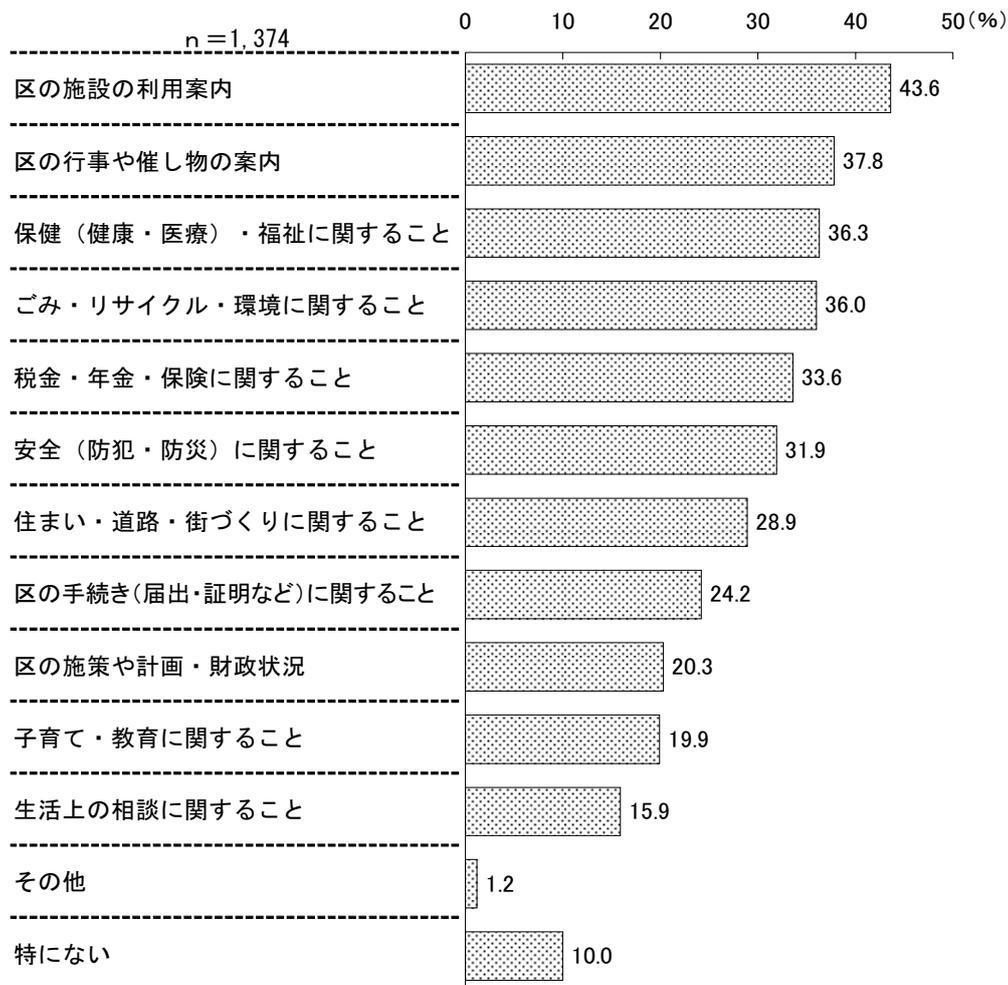
※ 世田谷区民意調査(平成22年6月実施)より

(2) 区からの情報についての希望

◎ 「区の施設の利用案内」が4割を超える

問17 あなたは、区からの情報の中で、もっと知らせてほしい情報は何ですか。
(〇はいくつでも)

図6-2-1



<調査結果>

区からの情報の中で、もっと知らせてほしい情報は何か聞いたところ、「区の施設の利用案内」(43.6%)が4割を超えて最も高く、以下、「区の行事や催し物の案内」(37.8%)、「保健(健康・医療)・福祉に関する事」(36.3%)、「ごみ・リサイクル・環境に関する事」(36.0%)などと続いている。(図6-2-1)

区からの情報についての希望(性・年齢別)

	1位	2位	3位	4位	5位
全体	施設利用案内 43.6%	行事・催し物 37.8%	保健・福祉 36.3%	ごみ・リサイクル・環境 36.0%	税金・年金・保険 33.6%
男性20歳台	税金・年金・保険 41.7%	施設利用案内 30.6%	行事・催し物 26.4%	届出・証明など 26.4%	住まい・道路・街づくり 25.0%
男性30歳台	施設利用案内 42.0%	住まい・道路・街づくり 39.0%	税金・年金・保険 38.0%	子育て・教育 37.0%	ごみ・リサイクル・環境 36.0%
男性40歳台	施設利用案内 42.0%	住まい・道路・街づくり 40.5%	ごみ・リサイクル・環境 36.6%	行事・催し物 34.4%	防犯・防災 34.4%
男性50歳台	ごみ・リサイクル・環境 39.8%	税金・年金・保険 37.6%	施設利用案内 36.6%	防犯・防災 33.3%	住まい・道路・街づくり 33.3%
男性60歳台	施設利用案内 40.2%	税金・年金・保険 38.1%	住まい・道路・街づくり 37.1%	ごみ・リサイクル・環境 34.0%	行事・催し物 32.0%
男性70歳以上	保健・福祉 47.6%	行事・催し物 42.7%	施設利用案内 42.7%	ごみ・リサイクル・環境 36.9%	税金・年金・保険 35.9%
女性20歳台	施設利用案内 45.6%	ごみ・リサイクル・環境 42.6%	税金・年金・保険 41.2%	行事・催し物 35.3%	子育て・教育 32.4%
女性30歳台	子育て・教育 44.6%	施設利用案内 42.7%	行事・催し物 41.4%	ごみ・リサイクル・環境 32.5%	保健・福祉 30.6%
女性40歳台	行事・催し物 48.6%	施設利用案内 48.0%	ごみ・リサイクル・環境 42.6%	保健・福祉 40.5%	防犯・防災 37.8%
女性50歳台	施設利用案内 48.2%	保健・福祉 44.5%	ごみ・リサイクル・環境 38.2%	税金・年金・保険 36.4%	行事・催し物 34.5%
女性60歳台	施設利用案内 48.9%	保健・福祉 44.4%	行事・催し物 43.6%	防犯・防災 34.6%	ごみ・リサイクル・環境 31.6%
女性70歳以上	保健・福祉 51.9%	施設利用案内 46.9%	行事・催し物 39.5%	防犯・防災 39.5%	ごみ・リサイクル・環境 38.3%

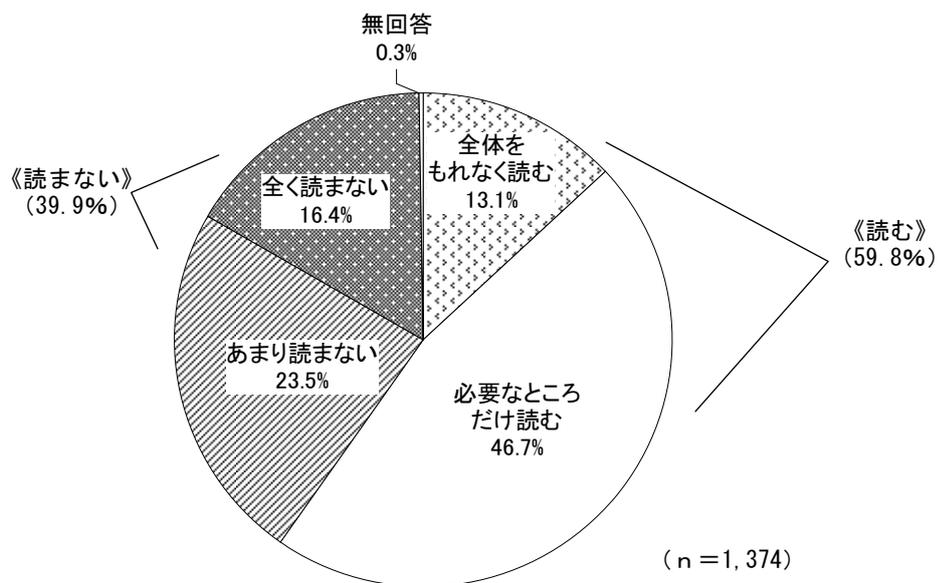
※ 世田谷区民意識調査(平成22年6月実施)より

(3) 区のおしらせ「せたがや」の閲覧状況

◎ 《読む》が6割

問 18 あなたは、区のおしらせ「せたがや」をどの程度読んでいますか。(○は1つ)

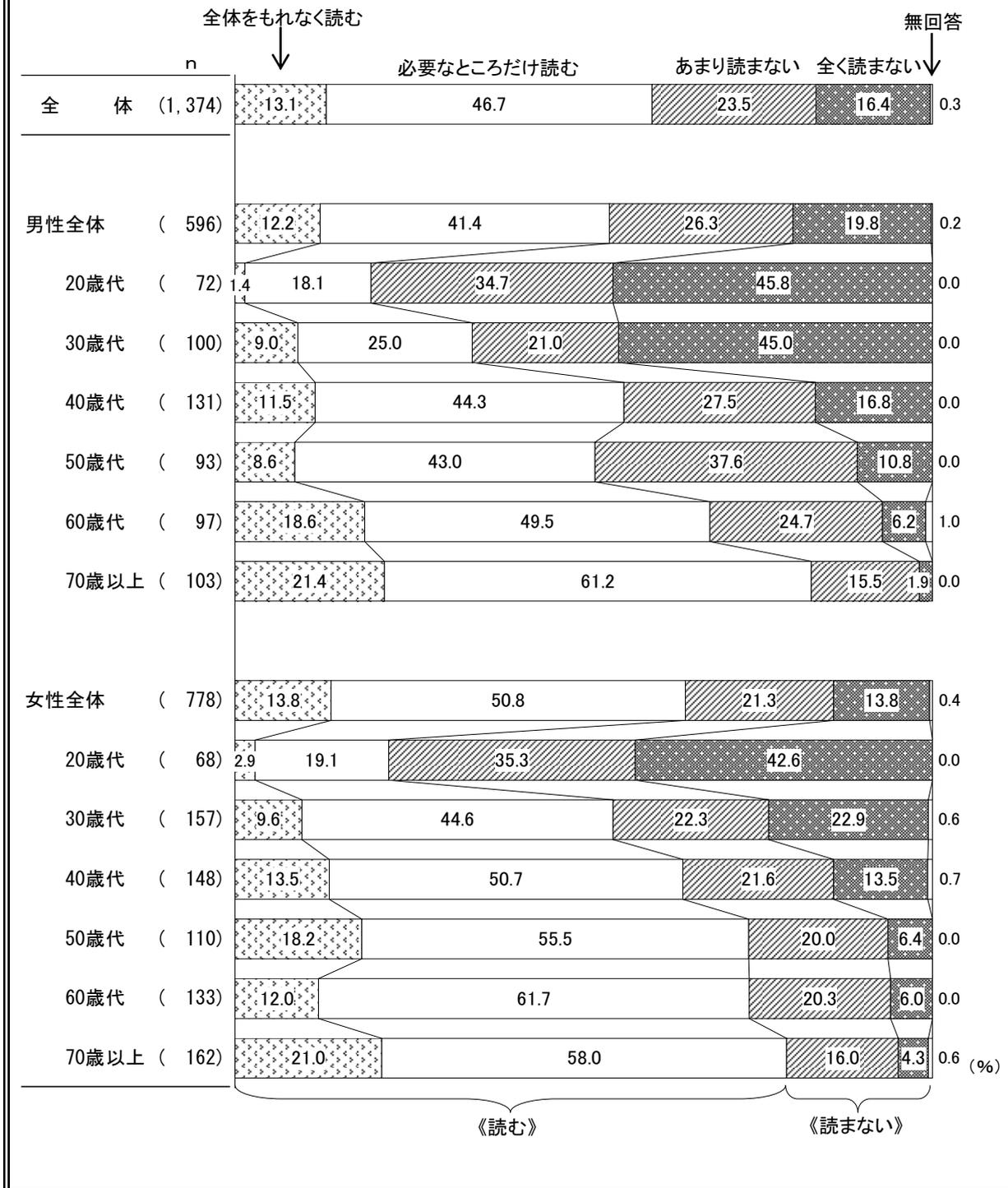
図 6-3-1



<調査結果>

区のおしらせ「せたがや」をどの程度読んでいるか聞いたところ、「全体をもれなく読む」(13.1%)と「必要などろだけ読む」(46.7%)を合わせた《読む》(59.8%)が6割、「あまり読まない」(23.5%)と「全く読まない」(16.4%)を合わせた《読まない》(39.9%)は4割となっている。(図6-3-1)

図6-3-3 区のおしらせ「せたがや」の閲覧状況（性・年齢別）



<調査結果>

性・年齢別にみると、《読む》は男性の70歳以上で8割を超え、女性は70歳以上で8割、50歳代・60歳代でも7割を超えて高くなっている。一方、「全く読まない」は男性の20歳代・30歳代で4割半ば、女性の20歳代で4割を超えて特に高くなっている。（図6-3-3）

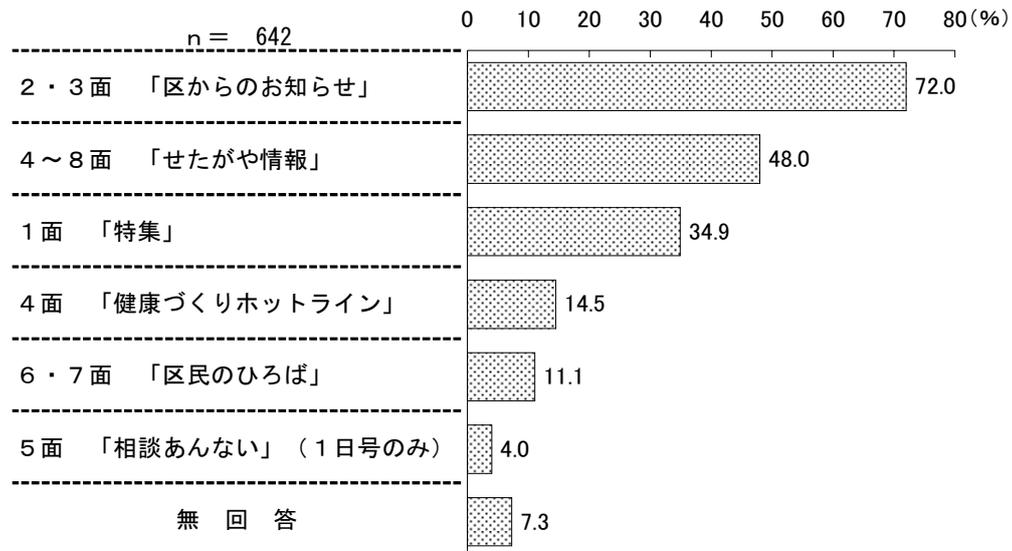
(4) よく読むページ

◎ 「2・3面 区からのお知らせ」が7割を超える

(問18で「必要なところだけ読む」と答えた方に)

問18-1 よく読むのは何面ですか。(〇は3つまで)

図6-4-1



<調査結果>

区のお知らせ「せたがや」を「必要なところだけ読む」と答えた方(642人)に、よく読むのは何面か聞いたところ、「2・3面 区からのお知らせ」(72.0%)が7割を超えて最も高く。以下、「4～8面 せたがや情報」(48.0%)、「1面 特集」(34.9%)などと続いている。(図6-4-1)

表6-4-1 よく読むページ（性・年齢別）

		(%)							
		n	お2・3面 知らせ 「区からの	情4〜8面 報」 「せたがや	1面 「特集」	ホ4面 ット ト「健康 ライ ン」	い5面 「相談 あんな （1日 号のみ）」	ろ6・7面 ば」 「区民の ひ	無 回 答
全 体		642	72.0	48.0	34.9	14.5	4.0	11.1	7.3
性・年齢別	男性全体	247	70.9	48.6	36.4	12.6	3.2	10.1	6.5
	20歳代	13	69.2	61.5	30.8	-	-	-	-
	30歳代	25	68.0	48.0	28.0	8.0	4.0	4.0	12.0
	40歳代	58	70.7	51.7	51.7	5.2	-	6.9	6.9
	50歳代	40	75.0	50.0	42.5	15.0	2.5	20.0	-
	60歳代	48	68.8	43.8	31.3	12.5	4.2	14.6	10.4
	70歳以上	63	71.4	46.0	27.0	22.2	6.3	7.9	6.3
	女性全体	395	72.7	47.6	33.9	15.7	4.6	11.6	7.8
	20歳代	13	61.5	46.2	46.2	7.7	-	15.4	-
	30歳代	70	64.3	47.1	40.0	5.7	5.7	11.4	12.9
	40歳代	75	77.3	46.7	36.0	10.7	2.7	8.0	9.3
	50歳代	61	70.5	55.7	31.1	18.0	4.9	13.1	8.2
	60歳代	82	74.4	54.9	29.3	18.3	4.9	14.6	3.7
70歳以上	94	76.6	37.2	31.9	24.5	5.3	10.6	7.4	

<調査結果>

性・年齢別にみると、「4～8面 せたがや情報」は男性の20歳代で6割を超えており、女性の50歳代・60歳代で5割半ばとなっている。「1面 特集」は男性の40歳代で5割を超えている（表6-4-1）

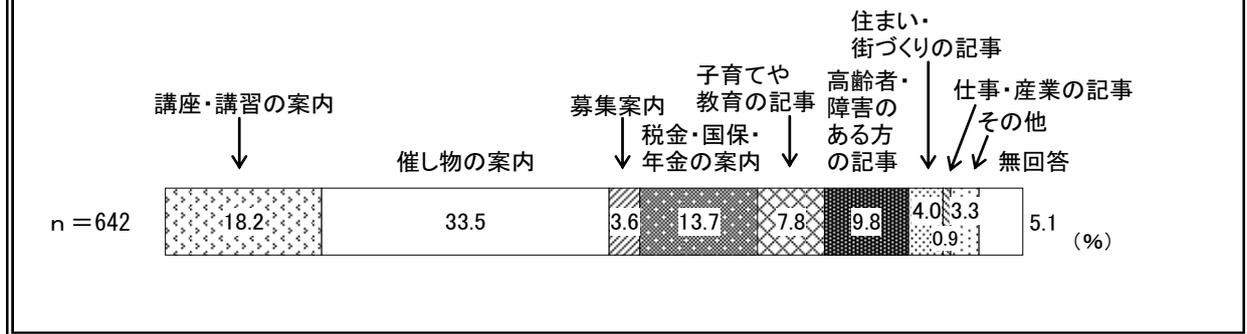
(5) よく読む記事

◎ 「催し物の案内」が3割を超える

(問 18 で「必要なところだけ読む」と答えた方に)

問 18-2 よく読む記事は何ですか。(○は1つ)

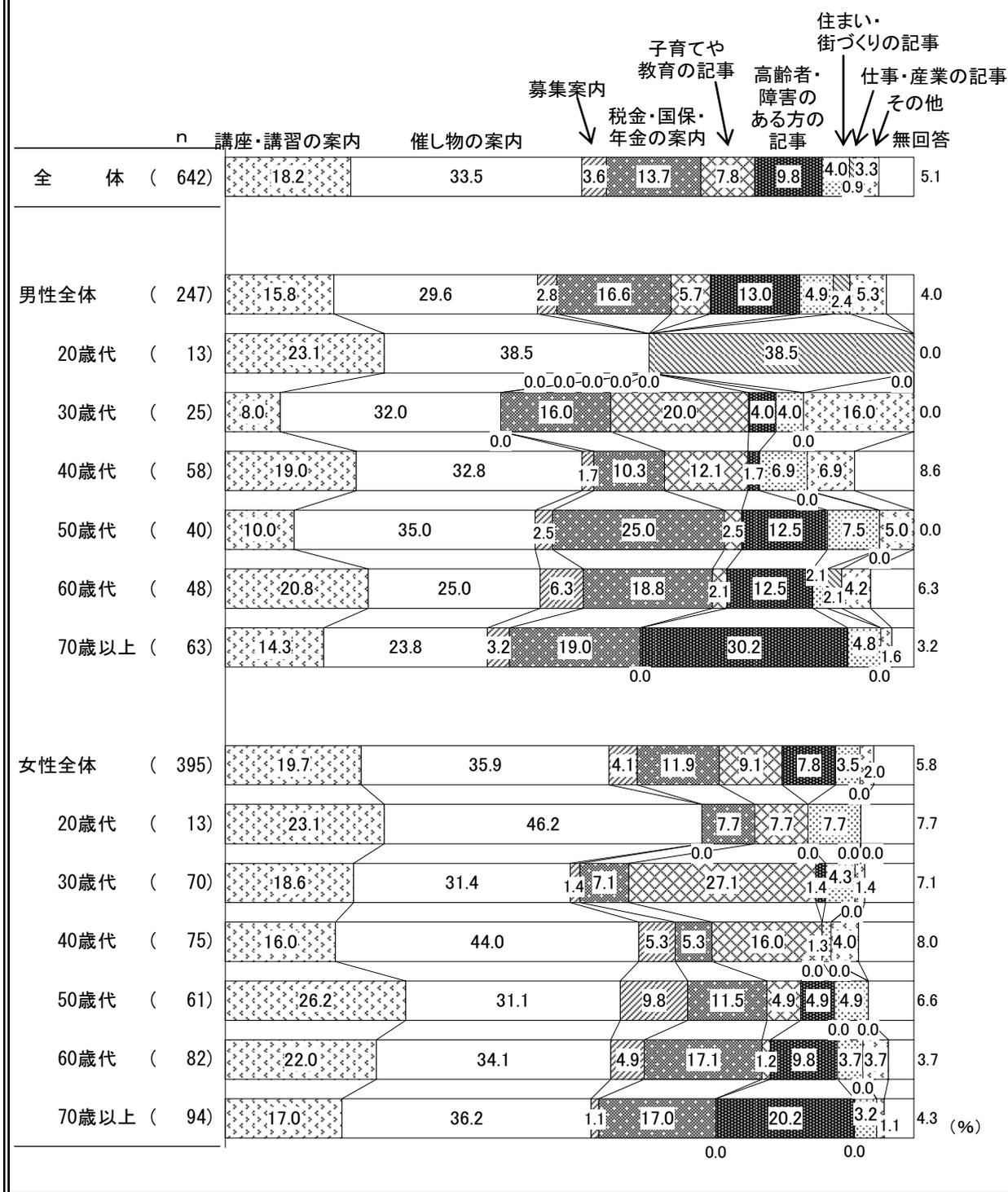
図 6-5-1



<調査結果>

区のおしらせ「せたがや」を「必要なところだけ読む」と答えた方 (642 人) に、よく読む記事は何か聞いたところ、「催し物の案内」(33.5%) が3割を超えて最も高く、以下、「講座・講習の案内」(18.2%)、「税金・国保・年金の案内」(13.7%)、「高齢者・障害のある方の記事」(9.8%) などと続いている。(図 6-5-1)

図6-5-2 よく読む記事（性・年齢別）



<調査結果>

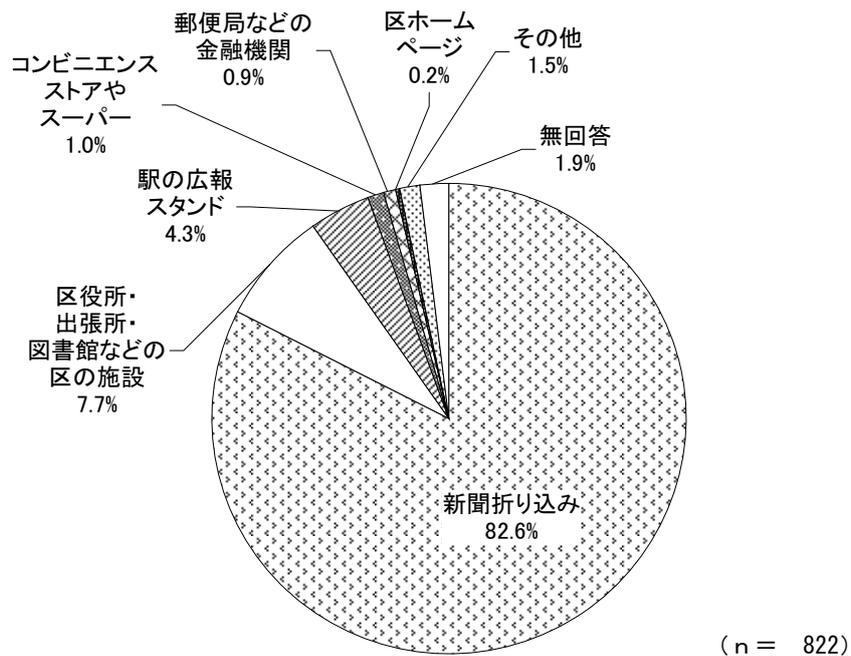
性・年齢別にみると、「催し物の案内」は女性の20歳代で4割半ばと高くなっている。「子育てや教育の記事」は女性の30歳代で3割近く、「高齢者・障害のある方の記事」は男性の70歳以上で3割となっている。(図6-5-2)

(6) 入手方法

◎ 「新聞折り込み」が8割を超える

(問 18 で「全体をもれなく読む」または「必要なところだけ読む」と答えた方に)
問 18-3 どこで手に入れますか。(○は1つ)

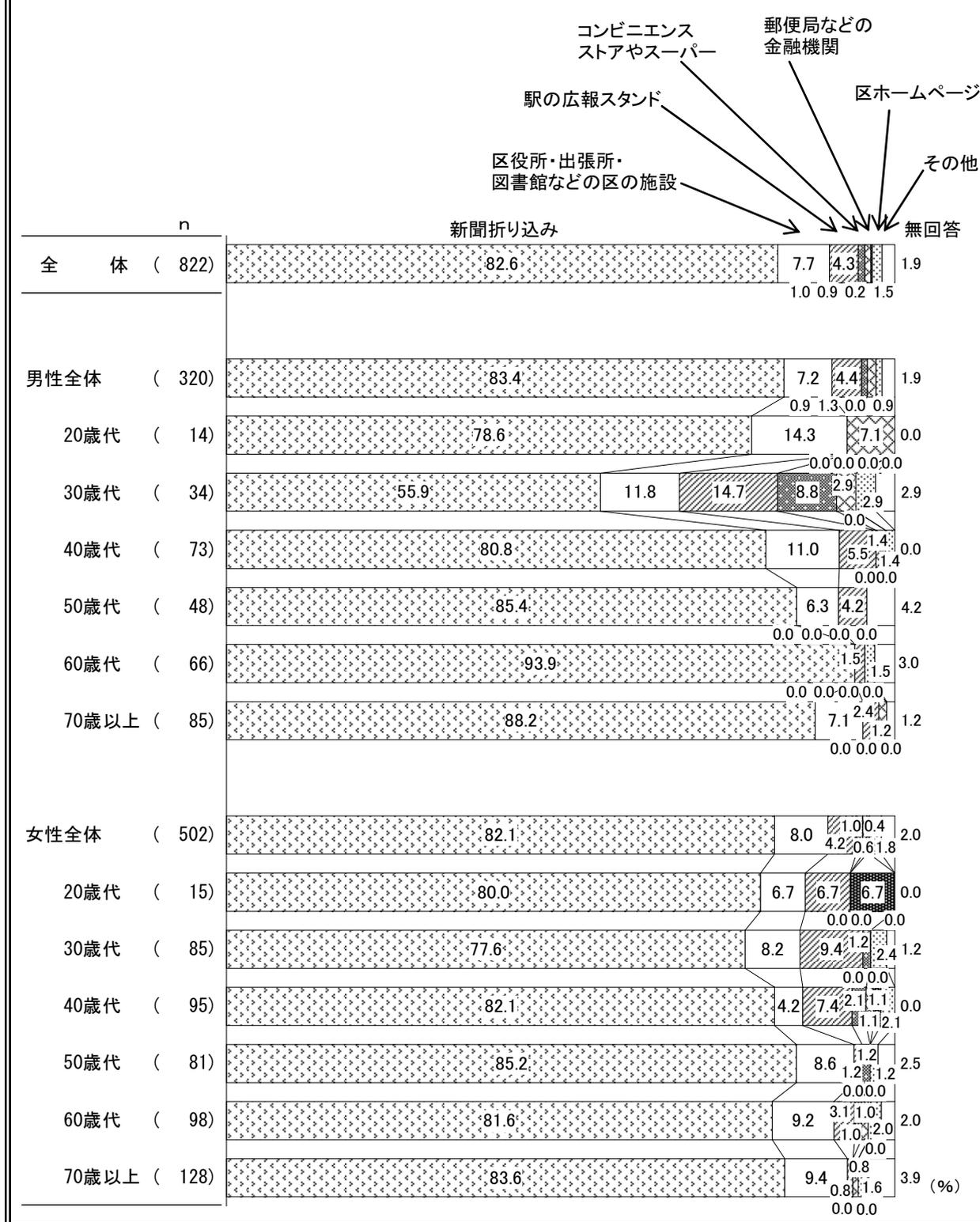
図 6-6-1



<調査結果>

区のおしらせ「せたがや」を「全体をもれなく読む」または「必要なところだけ読む」と答えた方(822人)に、区のおしらせ「せたがや」をどこで手に入れるか聞いたところ、「新聞折り込み」(82.6%)が8割を超えて最も高く、以下、「区役所・出張所・図書館などの区の施設」(7.7%)、「駅の広報スタンド」(4.3%)などと続いている。(図6-6-1)

図 6-6-3 入手方法（性・年齢別）



<調査結果>

性・年齢別にみると、男性の30歳代では他の年代と傾向が大きく異なり、「駅の広報スタンド」が1割半ば、「区役所・出張所・図書館などの区の施設」が1割を超え、「コンビニエンスストアやスーパー」も1割近くとなっている。このほか、「区役所・出張所・図書館などの区の施設」は男性の20歳代で1割半ば、男性の40歳代で1割を超えている。（図6-6-3）

町会・自治会の現状と課題

(1) 町会・自治会の主な活動内容

（世田谷区町会総連合会ホームページより）

- 防災訓練や防災情報の発信
- 環境美化の取り組み
- 町会・自治会通信の発行
- 庁内の見守りパトロール
- 子どもの見守りや夏休みのラジオ体操
- 町内の親睦をはかるお祭りやイベントの開催
- 町内の清掃や資源のリサイクル活動
- 災害時要援護者支援の取り組み
- 交通安全の取り組み
- 社会福祉協議会や日赤従事社、赤い羽根共同募金への協力
- 区役所、警察、消防署などの行政との連携
- 近隣町会との連携

(2) 町会・自治会の運営従事者

役員	男性	14.7
	女性	14.6
	合計	29.3
役員以外で運営に参加	男性	16
	女性	18.2
	合計	34.2
合計	男性	30.7
	女性	32.8
	合計	63.5（人）

※ 世田谷区町会・自治会アンケート(平成19年4月)より回答150団体

(3) 町会・自治会の抱える課題

※ 世田谷区町会・自治会アンケート(平成19年4月)より回答150団体。複数回答可

1	役員のなり手がいない、世代交代が困難	108	72%
2	区からの依頼事項が多くて負担	93	62%
3	特定の人に仕事が集中してしまう	82	55%
4	町会・自治会への加入率が低い	67	45%
5	町会・自治会の活動に無理解な人が多い	67	45%
6	回覧板の効果が少ない	42	28%
7	会合や活動の場所がない(あるいは少ない、使いにくい)	31	21%
8	活動の財源が不足しがちである	29	19%
9	その他	24	16%

(4)町会・自治会への加入促進対策

※ 世田谷区町会・自治会アンケート(平成19年4月)より
回答150団体。複数回答可

1	新しく来た住民に役員が訪問	108	72%
2	折にふれて未加入の住民に声かけ	78	52%
3	会報などで活動をPR	44	29%
4	その他	37	25%
5	特に何もしていない	12	8%
6	無回答	5	3%
7	ホームページを立ち上げている	4	3%

NPO法人の現状等

(1) NPO法人の活動内容

区内に主たる事務所を置くNPO法人：395団体（平成24年3月31日現在）

複数項目について活動している場合は、それぞれカウント

	左記の活動をし ている団体数	395団体中左 記の活動をして いる団体の割
1 社会教育の推進を図る活動	233	59.0%
2 団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	231	58.5%
3 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	199	50.4%
4 科学技術の振興を図る活動	172	43.5%
5 災害救援活動	144	36.5%
6 まちづくりの推進を図る活動	142	35.9%
7 子どもの健全育成を図る活動	123	31.1%
8 地域安全活動	94	23.8%
9 経済活動の活性化を図る活動	81	20.5%
10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	80	20.3%
11 消費者の保護を図る活動	49	12.4%
12 情報化社会の発展を図る活動	35	8.9%
13 国際協力の活動	29	7.3%
14 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	23	5.8%
15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	21	5.3%
16 環境の保全を図る活動	2	0.5%
17 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動	1	0.3%

（単位：団体）

(2) 区とNPOとの協働関係

世田谷区と連携・協力等をしているNPOの団体数（23年度実績）

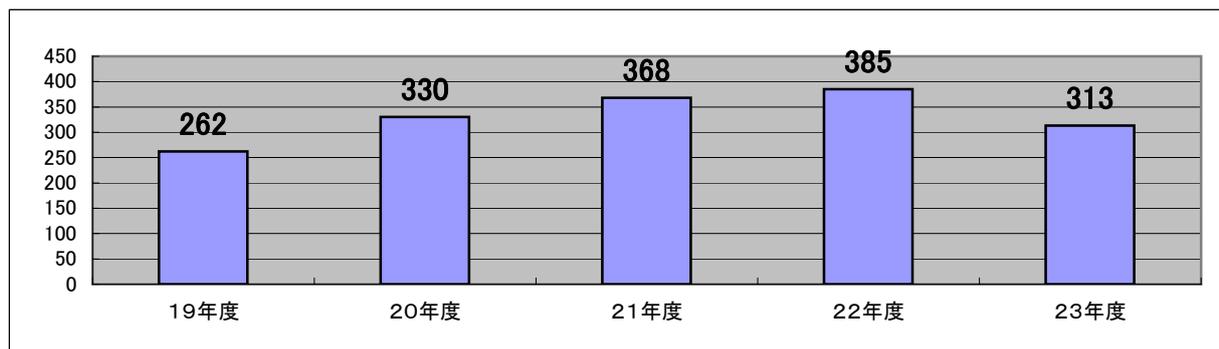
	連携・協力	区業務の委託	合計
区内法人	96	76	172
区外法人	1	5	6
任意団体	122	12	134
その他	1	0	1
合計	220	93	313

（単位：団体）

世田谷区と連携・協力等をしているNPOの団体数の推移

19年度	262
20年度	330
21年度	368
22年度	385
23年度	313

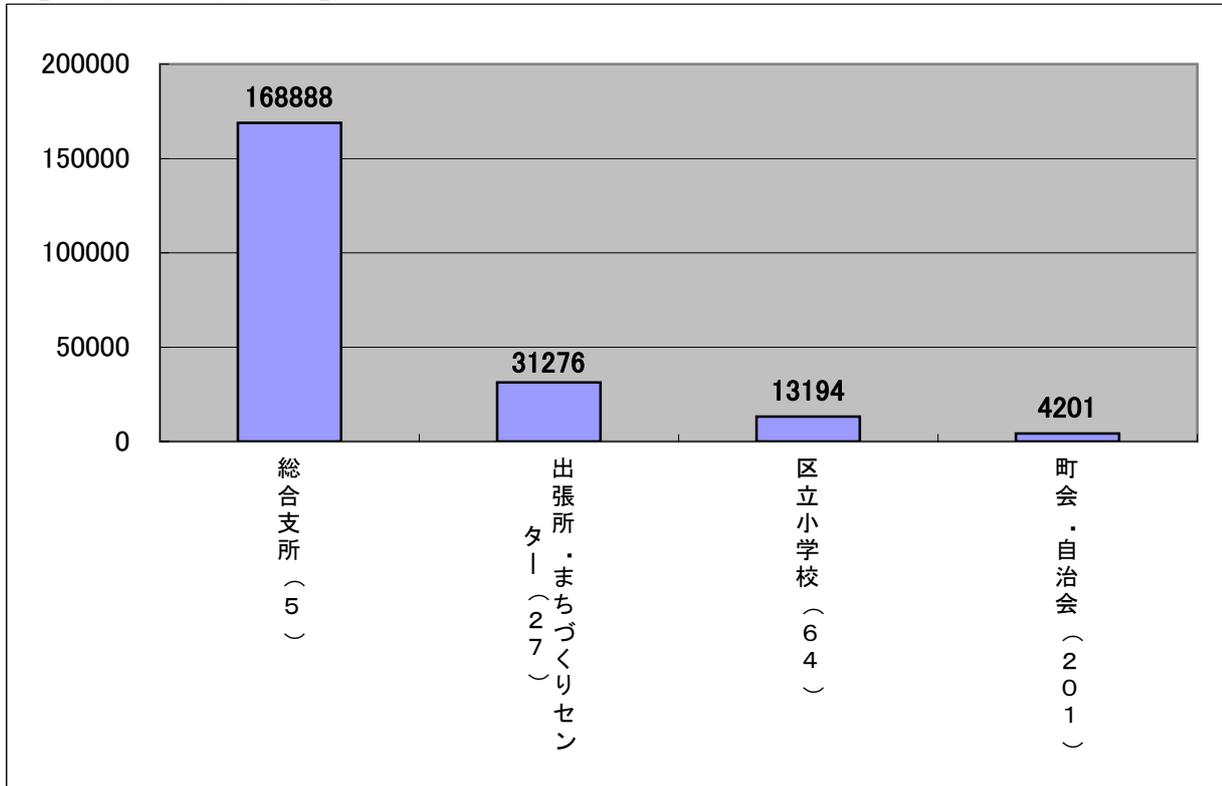
（単位：団体）



地域コミュニティの単位あたりの人口

	平均	最大	最小
総合支所(5)	168888	231561	109936
出張所・まちづくりセンター(27)	31276	59779	16139
区立小学校(64)	13194	21241	6727
町会・自治会(201)	4201	-	-

【平均人口 単位:人】



①5総合支所の管轄区域について

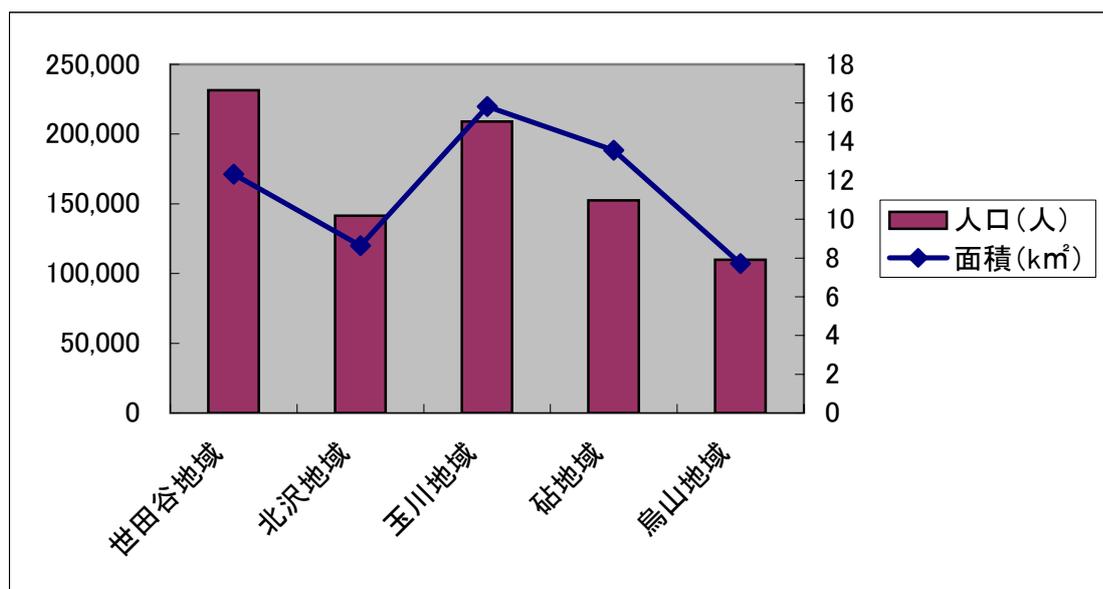
	人口(人)	面積(km ²)	出張所	まちづくりセンター	小学校	町会・自治会
世田谷地域	231,561	12.333	2	5	17	46
北沢地域	141,417	8.645	1	5	14	47
玉川地域	209,040	15.82	2	4	16	35
砧地域	152,486	13.566	1	4	11	39
烏山地域	109,936	7.72	1	2	6	34
合計	844,440	58	7	20	64	201
平均	168,888	11.6	1.4	4.0	12.8	40.2

※ 人口・面積は平成24年6月1日時点の住民基本台帳による。

町会・自治会数は平成24年5月時点

※ 5支所地域は人口・面積ともに均一ではない。

人口比で最大1:2(烏山:世田谷)、面積比で1:2(烏山:玉川)の差がある。



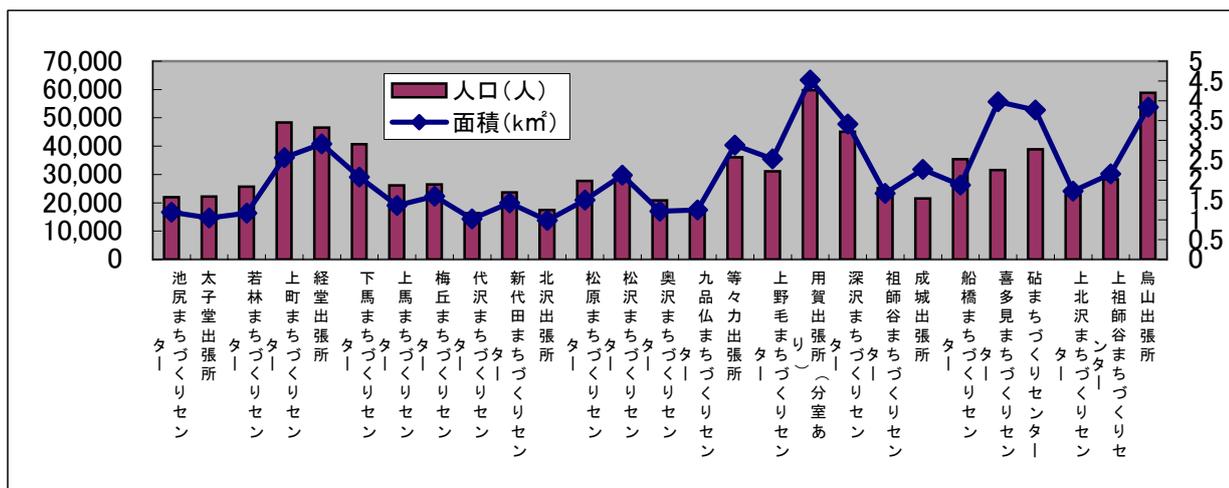
②27の出張所・まちづくりセンターの管轄区域について

		人口(人)	面積(km ²)	町会・自治会
世田谷地域	池尻まちづくりセンター	21,950	1.191	8
	太子堂出張所	22,195	1.048	7
	若林まちづくりセンター	25,647	1.169	2
	上町まちづくりセンター	48,363	2.566	6
	経堂出張所	46,501	2.918	8
	下馬まちづくりセンター	40,706	2.078	10
	上馬まちづくりセンター	26,199	1.363	5
北沢地域	梅丘まちづくりセンター	26,453	1.597	6
	代沢まちづくりセンター	16,388	1.026	7
	新代田まちづくりセンター	23,649	1.422	10
	北沢出張所	17,432	0.981	8
	松原まちづくりセンター	27,733	1.494	4
	松沢まちづくりセンター	29,762	2.125	12
玉川地域	奥沢まちづくりセンター	20,876	1.216	2
	九品仏まちづくりセンター	16,139	1.245	3
	等々力出張所	36,079	2.883	9
	上野毛まちづくりセンター	31,076	2.536	5
	用賀出張所(分室あり)	59,779	4.523	6
	深沢まちづくりセンター	45,091	3.417	10
砧地域	祖師谷まちづくりセンター	25,118	1.67	12
	成城出張所	21,578	2.269	2
	船橋まちづくりセンター	35,373	1.879	9
	喜多見まちづくりセンター	31,514	3.976	9
	砧まちづくりセンター	38,903	3.772	7
	平均	31,276	2.151	7.4

※ 人口・面積は平成24年6月1日時点の住民基本台帳による。

町会・自治会数は平成24年5月時点

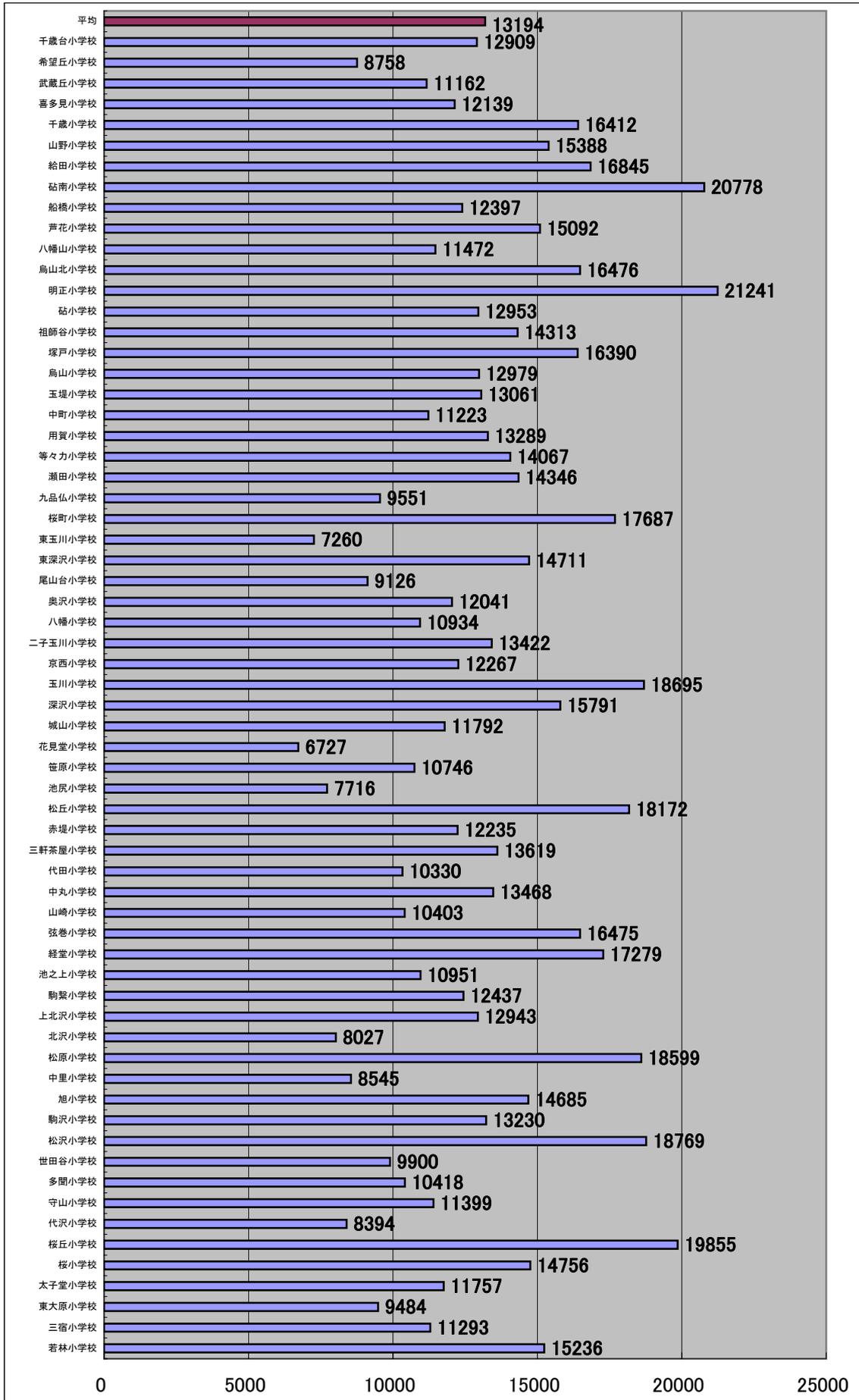
※ 町会総連合会非加盟団体を含む。



※ 27出張所の人口・管轄エリアも均一ではない。
人口比で最大1:3.4、面積比で最大1:4.6の差がある

③64の小学校の学区域ごとの人口

(単位:人)



※ 同一の「丁目」が複数の学区域にわたる場合は、按分をしており、正確な数字ではない。
 ※ 64学校区の人口は均一ではない。平均13275名。人口比で最大1:3の差がある。

A

地域コミュニティ等に関するこれまでの議論

この資料は、第1部会のこれまでの地域コミュニティに関するご意見をまとめさせていただいたものです。

かつての共同体

土地に関する私権の制限が緩い

いかに生き甲斐を持ち、死に甲斐を持って死ぬるか
固有のコミットメント 世田谷という唯一の場所
シンボリックな文化的価値 土地に対する愛着

コミュニケーションの空洞化

絶えず安心、安全をチェックすることが良いのか

ワンダーランド

つながりを持てる人・持てない人
平常時からの新しい人間関係の必要性

区民

区民

参加に関する情報パッケージ

参加に関する情報パッケージ

地域コミュニティ

同じ志の人が寄付（NPO）

町会・自治会

NPO等

若い人を中心とした
新しい公共

テーマ別NPO

高齢化・新しい人が入らない

地域全体に伝えるのに頼るところが大きい。戦前から同じ形の部分は直すべき
若い人が入れるような新たな組織・団体（例：松坂市住民協議会）

商店街

PTAなど小学校を核としたネットワーク

投資＝儲け主義＝公共性に反するといった
間違った概念

投資家を呼び込んでチャレンジさせる
ノウハウのある会社にコミュニティを活性化させる

事業者（投資家）
（ソーシャルビジネスを含む）

【論点2】

- ① 地域コミュニティと行政との関わり方
- ② 区民の行政参画のシステム化

区民が政治をどのように使っていきたいか

区民参加、区民意見反映の仕組みのシステム化

行政は地域に入り、コミュニケーションしながら知恵を集約

行政経営改革

財政基盤

地域行政制度

人材育成

縦割り

首長と議会の関係

首長

行政

議会

横串

役人ではビジネスは失敗
行政は事業の直接実施や補助金行政をやめて、ルール管理者に徹するべき

行政の自立

権限の委譲
都区制度改革

国・東京都

中央省庁の規制・権限

【論点3】

- ① 地方政府としての世田谷区の将来像
- ② 自治体としての世田谷区のあり方

地域コミュニティ

【1 人とのつながり、生き甲斐・死に甲斐、コミュニケーション】

- ① つながりを持てる人と持てない人とがいる。つながりを持っていない人は、つながれないことで悩んだり、辛い思いをしたりしている。地域の人が顔を合わせるきっかけを作り、更に日々の生活の中で、子育てや障害のある方やお年寄りの見守り合いするなど、つながり作りにつなげられるような取り組みができるとうい。
- ② 世田谷区で生きている間にいかに生き甲斐を持つか、そして死に甲斐を持って死ねるか。そういう地域社会をどう作るのか。
- ③ 市民が主役のまちづくりをするには、情報共有、意見を常に届けるために審議会の委員になったり、ワークショップに出たり、アンケートに答えたりすることが大切。身近なまちづくりへの参加では、自治会や町会などの古いコミュニティや新しいテーマ型のNPOなどに参加することも必要。こういうことが参加に関する情報パッケージとして区民に広く伝わっていないのではないかな。
- ④ キーワードは私権制限。住民の継続したチェックがないのは、私権の制限がないから。相続の時に土地を切り売りする不在地主が大勢いるが、こういう人は、まちへのコミットメントが存在しないため、儲かればどこにでも売ってしまう。コミュニティの中にいる人間が、中にいるからこそのコミットメントによって土地に関わることがなく、市場においてコミュニティの要求や人々の幸せと関係のない流動性が生じてしまう。日本は世界で最も土地に関する私権の制限が緩く、若干の用途制限しかない。法律は変えられないので、私権の制限に相当する問題をどうするかが重要。

【2 情報・コミュニケーション】

- ① 日本の他の地域で無自覚に放置されているような様々なコミュニケーションや経済的活動を、どのようにチェックするのかを考えていけば、下北沢の再開発問題のような、本当ならばもっと楽しく建設的で輝く未来に結びつくはずのものが、そうでないものに終わってしまうことも避けられたのではないかな。
- ② 共同体がなくなって個人がどうすべきかわからなくなり、マニュアルができた。昔マニュアルが必要なかった理由は、それに頼るまでもなく、共同体的なコミュニケーションの中で必ず示唆、強制があり迷うことがなく、退却しようとしても許されなかった。人々が、それを暑苦しくて嫌だとして否定的に評価することが積み重なった結果、今ようになった。マニュアルが象徴するのはコミュニケーションの空洞である。
- ③ 社会が“ぎすぎすした社会”か“落ち着いた寛容な社会”なのかで情報をどこまで共有するかの判断は変わってくる
- ④ 情報の内容だけでなく、情報の受け手の側を整える必要がある。
- ⑤ メッセージをわかりやすく発信すること、無関心層に繰り返し伝えていくことなどの仕組みを講じて、20年後に無関心層を何割減らしていくというような目標を設定すべきでは
- ⑥ 情報に関心を持つ層を増やすだけだと社会をめちゃくちゃにしてしまう危険性もある
- ⑦ 防災訓練の通知を1軒1軒通知を配ったら、いつもの3倍の参加者だった。1度も出てこない人や、ご夫婦で出てくれたりした
- ⑧ 今後は携帯やインターネットを使ったネットワークづくり、もっと小さい単位などでのネットワークづくりなどを考えるべき

【3 共同体、新しい公共、ネットワーク、参加】

- ① 行政情報を地域全体に伝えようとする場合、町会・自治会の存在に頼るところが大きいという実態がある。しかし、町会・自治会も5割から6割の加入率で世田谷区民全体を網羅しているとは言えない状況にあり、高齢化・新しい人が入らないという課題を抱えている。町会・自治会を頼っているままのコミュニティでよいのか。武蔵野市は町会・自治会の組織がないが、行政情報は上手く伝わっているとのことである。
- ② このままでは、町会などの地域の様々なボランティア団体がなくなってしまうのではないかな。若い人の参加が必要。1人では難しくても、仲間・グループ単位で参加すれば、他の若い人たちも参加するのではないかな。
- ③ 町会がなくなるとは行政も街も困る。ただ、町会は、戦前から同じような形になっているところが多く、それは直していかなければならない。無駄なことも多い。町会を割ってもよいのではないかな。行政に関与してもらいながら、自分の家の前くらいは自分達で管理するくらいのルールがつかれないかと考えている。町会はずまらない、何もやっていないという人もいるが、色々なことをやっている。町会に協力をしていただかないとまちが駄目になってしまうのではないかな。
- ④ 町会、自治会、NPOなどが平常時から顔を知っていて、子どもを守ったり、弱っている人を助けたりする新しい人間関係を守り育てていくようなことを自治の中にどうやって組み込むか。
- ⑤ 昔のような共同体があつて地域社会が自然に教え鍛えて自立した人間ができるという姿は理想的ではあるけれど、そこに戻れるのかと言えれば疑問がある。
- ⑥ 松坂市では、町会などの既存の組織を刺激しても若い人がでてきてくれないので、住民協議会という違う組織をたちあげはじめたと聞いた。いきなり移行は無理でも、そろそろ若い人が入れるような組織・団体を考えなければならぬのではないかな。行政はフラットに横から支援。共同体の形骸化をいかに変えるか、それが小学校の区域なのかはわからないが、大いに議論すべき
- ⑦ 官ではない認定NPOなどの新しい公共を地域の若い人を中心につくっていくことができると考える。区が財政難でも同じ志の人が寄付を行うNPOにはお金が集まることも期待できる。
- ⑧ キーワードは投資家のチャレンジ。行政は継続せず、会社も収益が上がらなければ撤退する可能性がある中で、投資家を呼び込んでチャレンジさせることが重要な戦略になる。日本では投資＝儲け主義＝公共性に反するといった間違った通念によりズタズタにされている。
- ⑨ コミュニティはビジネス化してきており、興味のあるものにはお金をつぎ込む。ノウハウのある会社を呼び込んで、コミュニティを活性化させるという手法もあるのではないかな。一方、町内会の仕事にはビジネスには馴染まないものもあるのではないかな。
- ⑩ 第2部会では、災害発生時には皆でどうすべきかを今からやらないと間に合わないという議論になっており、町会よりもPTAなど小学校を核としたネットワークが重要になるのではないかなという話になっている。

- ⑪ **コミュニティの安全保障**を考えるべき。自治会、町会、NPO、各種地域団体との関係、**新しい公共**、**住民参加や協働**について世田谷区としての考え方を述べていくべき。
- ⑫ 町会・自治会・NPO・小学校区でのスポーツを中心とした関係など色々な組織のいろいろなつながりがある、そこがどうやってつながっていくかということが大事

【4 場所、歴史、自分のまち、愛着】

- ① 自分のまちをこそ豊かにしよう、自分のまちをこそより良いものにしよう、このまちでなくてはいやだ、世田谷でなくてはいやだ、便利な場所に引っ越すのはいやだという**固有のコミットメント**を生み出すためには、まちを、場所を主体にしなければいけないと考える。単に我々のニーズに応じて、安心、安全、便利、快適なまちをつくっても、それは我々の尊厳に結びつかない。**世田谷という場所が唯一な場所**だということについて、もう一度見直して、世田谷に住むということは、こういう場所に住むことなのだとすることを模索することをご提案する。
- ② 子どもが怪我をしても自分の責任というような場所、子どもにとってのワンダーランドがとても大事。森があったり、工事現場があったり、大人の目が少ししか行き届かない非常階段や屋上など、自分の頃にはそういうところが**ワンダーランド**になった。大人の目が隅々まで行き届いて、**絶えず安心、安全をチェックすることが良いのかどうか**、まずはそこがチェックされるべき。
- ③ 誇りという感情は、土地に関する単なる経済的価値だけでなく、**シンボリックな文化的価値**が付与されなければ生まれてこない。まちに誇りを持てる根拠があり、その上で住民がその**土地に対する愛着**を感じるために、いかに価値を付与するかが重要

行政・自治制度

【1 行政】

- ① 自治体に多くを期待する人もいるかもしれないが、期待していない人もかなりいると思う。NPOへの寄付税制も整備され、税金の使い道を一部だが、自分で決められる時代になった。公共は、役所・官だけが担うわけではない。自治体は前に出るのではなくて、下で支えるような位置付けが大切
- ② 行政は事業をやったり、補助金を出して事業者に行わせる。**役人はビジネスノウハウを知らない**し、ビジネスネットワークがなく、ビジネスモチベーションもなく、2年で交代してしまうのでノウハウの継承もない。これでは事業が失敗することは決まっている。**諸外国では、行政が直接事業を行うことや補助金行政をやめて、ルール管理者に徹している**。市場原理主義ではなく、市場でのゲームがどのようなものであるべきかというルールをつくっている。環境行政であれば排出量取引や炭素税取引など、市場のちょっとしたパラメーターを操作することで何をすれば儲かるかの拮抗点を変えようとしている。
行政がなすべきは、NPO等の事業者が継続的に事業を営む動機を持ち得るようなリソースの配置を行い、ルールの変更を行うことである。
- ③ 住民参加の地域協議会、地域委員会、住民協議会制度だけでは足りない。**行政が入って行って**、現在の法や条例の限界や抜け穴について住民と緊密に**コミュニケーションをしながら、知恵を集約する**ようにしなければならない。住民と行政が分断されていて、住民で考えたことを行政に突き付けるということでは絶対に駄目である。
- ④ 世田谷は民のまちづくりの歴史があり区政を支えてきた部分があるが、一方で、区民から見ると**縦割り**にしかかかっていない。これまでは区民があらゆるところに参加し横につないできた。**区の窓口、参加の仕組みのあり方をそろそろシステム化できないか**

【2 議会】

- ① **首長と議会の関係。区議会における住民参加**。基本構想を単なる行政計画と位置付けるのか、公共計画として位置付けるのか。また区議会の関与をどのように考えるのか
- ② 区民と行政の関係について、議会が重要となると思う。**横串でしっかりとチェック**するということは議会の重要な役割
- ③ パブリックコメントのあり方、無作為抽出による**区民意見反映の制度化**など
- ⑤ **区民自身が政治をどのように使っていきたいのか**など自治をするということを意識していかなくてはいけない。

【3 地域行政制度】

- ① 地域行政として、7出張所・20まちづくりセンターがある。ハードとソフトを一体化して議論すべきであり、**地域やコミュニティをどう作るのか、そこに行政機関がどの程度、どういう形で関わるか**を議論すべき
- ② **地域行政制度**は、地域での住民参加や協働と密接に関係する。区の行政経営改革・将来的な財源とも関係

【4 区の行政経営改革】

- ① 区の**行政経営改革の視点**を忘れてはならない。効果的で効率的な行政執行体制をどう確立するのか。
- ② **財政面**が重要。**身の丈にあった基本構想**
- ② 新しい公共の時代に即した人材育成

地方政府としての行政（東京都や国との関係）

【1 都区制度改革・権限移譲】

- ① **都区制度・大都市制度改革**。教員の人事・給与権、児童相談所などの**権限**、事務の移管
- ② 住民一人ひとりの自立も、**行政の自立**も大事。都や国からどう自立するかが、これから20年の区にとって非常に大事なこと。現状の都区制度をどう考えるかは基本構想では避けて通れない。
- ③ 第2部会では、小学校を核としたネットワークが重要になるのではないかという話の中で小学校の教員を世田谷区が選ばず、東京都の管轄であることが問題として浮上している

【2 国による規制緩和】

- ① 国による規制緩和として、特に自然エネルギーへの転換などは、**中央省庁が持っている規制・権限**とぶつかる部分が出てくる。今後はこのような規制も緩める必要があると考える

地域コミュニティ活性化への取組み

区では、平成21年8月に「地区まちづくり活性化への取組み（報告）～出張所・まちづくりセンターの課題解決に向けて～」をまとめ、地域コミュニティ活性化に向けた出張所・まちづくりセンターの取組みの方向性として（1）ネットワークの拡充（2）地域防災力の向上（3）あんしんすこやかセンター等福祉関連機関・団体との連携（4）相談機能の充実（5）地域情報の発信の5つの方向性をまとめ、取組みの方向性を基本とし、各々の地区の実情にあわせ地区まちづくりの活性化に向けた取組みを進めてきました。

以下に各地区（出張所・まちづくりセンター）の特色により、取り組んできたさまざまな事例について、一部抜粋したものを例示しています。（平成23年度末現在）

（1）ネットワークの拡充

- 「計画的な防犯まちづくり支援システムの構築プロジェクト」という計画実行支援グループに対して、地区として積極的に調査等に協力した。また、新たに地区の課題として、「防犯まちづくり」を連合町会として取り組むことになった。
- 青少年地区委員会の改選に伴い、委員推薦協議会に現役のPTA会長にご参加いただき、PTAを卒業された方々をご推薦いただいた。これにより、地区委員の活性化を図れたことはもちろん、身近なまちづくり推進協議会や町会の活動に活動していただける人材の確保も行うことができた。
- 「地区高齢者見守り連絡委員会」を6回開催し、町会・自治会、民生委員、あんしんすこやかセンター、地区社会福祉協議会、まちづくりセンターが各団体の情報交換を行い、相互の連携を図ることで、普段からの絆を深め、要支援者への迅速な対応ができるよう取り組んでいる。また、こうした取り組みの啓発パンフレット「地域で見守る支えあう」を作成し、地域の様々な会合等の機会の中で周知・普及を行っている。
- 中学校から地域活動へのボランティア参加を積極的に受け入れるために、年間予定を作成し年度当初に計画的に協力を依頼できるよう工夫し、そのうえで、ボランティア活動に参加した生徒には「ボランティア参加証」を発行するなど、地域と学校のネットワークづくりが進んでいる。
- 町会等が主催する事業には、地域の中学校ボランティアと小学生の協力を得ている。
- 自治会や地区内の活動団体、地域の絆推進事業助成対象団体により、コミュニティネットワークづくりに向けた地区交流会を開催し、①地区の課題の共通認識 ②各団体のコミュニティ活動への取組み紹介 ③解決にかかるプロセスでの各団体の連携方法 ④情報交換・情報提供など、ネットワークの拡充を図っている。
- 地区交流会を開催し、地域の絆推進事業助成対象団体、町会、青少年地区委員会、PTA会長、おやじの会が参加した。
- 地域の絆推進事業を通して団体間の新たなつながりが生まれ、団体の連携や町会・自治会等とのネットワークが広がりつつある。

(2) 地域防災力の向上

- 町会による防災訓練では、消防署の協力を得て、発災型防災訓練を実施し、スタンドパイプの取り扱い方法などを訓練の柱としている。
- 中学校生徒を対象としたD級可搬ポンプ操作訓練や救急救命講習会等を実施し、地域の一人である中学生にも防災意識の向上を図っている。
- 地区では、各学校単位で避難所運営組織を立ち上げている。災害で起こりえる様々なケースを想定し、毎年、避難所運営訓練で実施する内容を変更しながら防災力向上に努めている。①中学生ボランティアをスタッフとして活用②避難所生活ルールを作成し、地域住民に周知③避難所運営スタッフ育成に主眼を置き実施。
- 災害発生時、高齢化が進んでいる町会役員の実践的担い手となれるよう、中学校生徒がボランティアで訓練スタッフとして活躍している。
- 「災害時要援護者の支援に関する協定」を締結し、名簿をもとに訪問を行い、要援護者の状況の確認およびコミュニケーションづくりに取り組んでいる。
- 災害時に一人でも多くの負傷者の救出ができるよう、普通救命講習を年1回実施し、地域防災力の向上を図っている。また、防災への関心を高め、災害時に地域の中で活動ができる人材を育てるため、区立中学校を卒業するまでに生徒全員が救命講習会の受講ができるよう支援を行っている。

(3) あんしんすこやかセンター等福祉関連機関・団体との連携

- あんしんすこやかセンターと地区社会福祉協議会が中心となって「音楽交流会」を開催し、家に閉じこもりがちな高齢者の外出を促し交流機会を広げるなど高齢者の孤立化・寝たきりの予防に努めている。また、地区にある音楽学校、国立音楽院の協力も得るなど地区内の団体等との連携・協力も図っている。
- 地区の困りごと解決を目指してあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター、町会・自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員協議会等地区内の色々な団体により会を設け、地区が一体となって困りごとの解決を図っている。
- 青少年地区委員会委員として、あんしんすこやかセンター所長を委嘱し、センターとして、地域のお祭り等への積極的な参加を実践している。また、災害時要援護者支援行動の一環として、各町会で実施している防災訓練に参加し、災害時における町会との連携強化を図っている。
- 月1回程度、まちづくりセンター（所長、係長）、あんしんすこやかセンター（管理者）及び社会福祉協議会（地区担当）で連絡会を持ち、福祉事業を中心とした情報交換を行っている。このことにより、町会事業や地域イベントにあんしんすこやかセンター・社会福祉協議会が参加し、各団体のPRや出前相談などを行っている。・あんしんすこやかセンターや社協担当者は、まちづくりセンターからの情報により、いざという時に顔の見える活動ができるよう、各町会の防災訓練や避難所運営訓練に積極的に参加している。
- あんしんすこやかセンターが開催する地域懇談会に参加し、民生委員、社会福祉協議会職員、居宅介護支援事業所職員、区保健福祉課職員と災害時についてなどの情報交換を行った。また、あんしんすこやかセンター職員が避難所運営訓練に参加し、災害時の地域の体制について理解を深めた。

(4) 相談機能の充実

- 現状では、出張所が単独で対応することは困難な、介護保険等に関連した高齢者の相談についても、あんしんすこやかセンターと連携し迅速な対応が行えるよう、情報提供に努めている。
- 町会長会議をはじめとするいろいろな会議の場を通じて、地域の困りごとや危険箇所など、何でも構わないので相談したいこと、聞きたいことがあれば、まちづくりセンターに連絡してほしい旨、常に働き掛けている。
- 地区区民からの身近な相談について「相談シート」を活用し、適切な相談情報の管理を行うとともに職員間で情報の共有化を図っている。
- 地区交流会、介護予防講座、町会長会議、身近なまちづくり推進協議会において、『迷ったらまちづくりセンターへ』と働きかけた。
- あんしんすこやかセンターと一体化することによって、まちづくりセンター窓口での介護・福祉相談を連携して行なえるようになった。

(5) 地域情報の発信

- ミニギャラリーとして事務室の壁面を活用した展示コーナーを設け、写真や絵画、手芸品等地区住民の創作活動の成果を展示し、地区の情報発信とともに交流の場となっている。
- 地区情報や他の地区情報を収集し、出張所窓口に「地域情報コーナー」の設置することにより、来庁者に情報提供を行っている。
- 1階活動コーナーを、まちの方々のプラットフォームとして位置づけ、まちの方々の簡単なミーティングや情報交換の場として活用している。
- 身近なまちづくり推進協議会の文化部会が年4回発行しているミニコミ誌や各種事業のチラシなどを窓口のほか、管内の金融機関やスーパー、カフェ等、お客様の目の届くところに置いている。
- 「地区情報コーナー」及び「子育て情報コーナー」「高齢者」「安全・安心」「文化スポーツ」「イベント」等のカテゴリ別に情報を収集、整理し、パーテーションやラック等を工夫して配置しながら、情報コーナーの充実を図るとともに、「ちらし等配布掲示状況一覧」を作成し、窓口に備え、来庁者の問い合わせに対応している。なお、子育て中の母親が気軽に立ち寄れるように、授乳やおむつ替えコーナー、幼児向けの絵本やパズル等を提供している。
- 地区の歴史、見所、地域活動、子育て情報、高齢者クラブの情報など身近な情報を1冊にまとめた地区ガイドブックを作成し、図書館、出張所などで配布して地域の情報を発信している。
- 高齢者や子育て世代を支援するため、お出かけ支援マップ（公衆トイレ、電話、ベンチ&コンビニ等掲載）や、ふれあい活動マップを作製し、配布している。
- 「情報コーナー」の一部については、休日や時間外にも利用できるよう17時以降はシャッターの外側に配置することにより利便の向上を図っている。

- 身近なまちづくり推進協議会との駅前での啓発活動、地域イベント等でのチラシ配布、商店街振興組合を通じた商店街の商店や駅構内、郵便局、銀行、スーパー等の民間事業所でのポスターの掲示等、まちづくりセンターにとどまらず身近な地域での情報発信にも努めている。
- 地域情報マップを作成している。

区民の行政参画について

	手法	概要	23年度の状況
1	審議会委員	区長の諮問機関である審議会の委員に公募 区民枠を設定	36審議会中12審議会 (33%) (平成23年4月時点)
2	ワークショップ	公募に応募した区民による意見交換等を実施し、 検討結果について意見を表明	2回(※)
3	無作為抽出型ワークショップ	無作為抽出で選ばれた区民による意見交換等 等を実施し、検討結果について意見を表明	0回(※) (世田谷区では24年6 月に初めて実施)
4	住民説明会 住民懇談会	行政計画などについて説明会場などで説明 を実施。質疑応答を通じて区民意見が把握 される。	10回(※) (主に街づくりに関する 計画)
5	パブリックコメント・ 区民意見募集	特定テーマについて、広報・ホームページ などを通じて区民の意見を募集し、はがき、 電子メール等により直接の意見を区に出して いただく。	20回・2564件 (行政計画の新規策定や 改定の案について)
6	電子メール、窓口 や電話での直接の意見	電子メール、窓口、電話等での行政への直 接の意見表明	3345件 (広報広聴課において把 握している分)
7	アンケート調査	行政計画などについて、無作為抽出で対象 者を絞り、統計的手法による調査を実施	区民意識調査など

※ ワークショップ・住民説明会等の回数は、平成23年度中に「区のお知らせ」に掲載されたものの件数（1事業で複数回・複数日実施の場合でも1回とカウント）

住民力、協働社会、ソーシャルビジネスなどについて

世田谷区民の「住民力」に関する調査研究概要

目的：住民の保有するソフトな資源を住民力と呼び、この住民力が、「望ましい地域社会」を形成するための資源として、どのような効果を発揮するのかを明らかにすることである。

方法：分析で用いるデータは、せたがや自治政策研究所が2009年9月に実施した、20歳以上75歳未満の世田谷区民10,000名を対象者とした統計的標本調査の結果である。この統計的標本調査の結果から住民力得点を算出した。またGISを利用した社会地区分析の手法を用いて世田谷区の27の出張所・まちづくりセンターごとの地域特性との関連を明らかにした。

研究概要：

①「住民力」の構成要素を確定し、統計的標本調査の結果をもとに住民力を測定する。

→住民力は5つの要素から構成される。親密なネットワーク、橋渡しネットワーク、支援期待度、地域参加度、町内信頼度である。これら5つの要素は相互に高い正の相関を示した。この結果をふまえて、量的変数に変換した5つの変数を積算して、住民力得点を算出した。

②住民力得点を独立変数とし、コミュニティ・モラル（地域への愛着心・参加意欲）、投票行動、住民解決志向と住民力の関連を分析する。

→住民力が高ければ、コミュニティ・モラルや、投票行動の頻度、住民解決志向も高まることがわかった。特に、住民力の高い人は投票行動においても積極的であるという結果については、住民力が地域社会への参加を高めるだけでなく、より広く、自治体レベルあるいは国レベルの政治への関心を高めることにも結びつくという点で重要な意味を持つ知見と考えられる。

③社会地区分析の手法を援用し、国勢調査データから抽出した地域特性との関連を検討する。

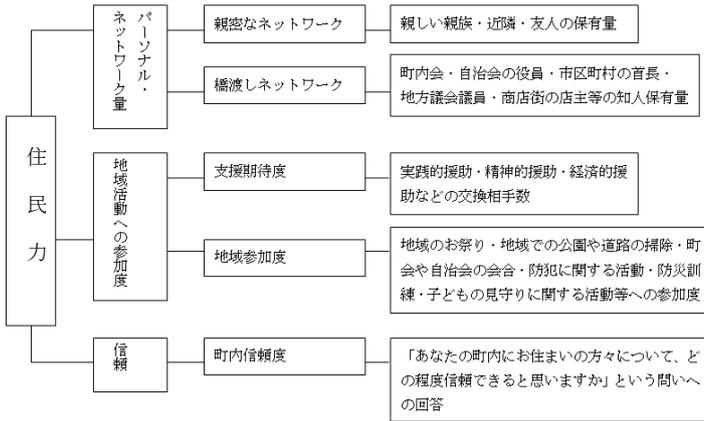
→男性の住民力は戸建率や上級ホワイトカラー率、老年人口比率と相関があり、女性の住民力は年少人口比率と相関があることがわかり、男女での差が明確にあらわれた。

④住民力の高い地域と低い地域との比較を行い、住民力の集合効果を明らかにする。

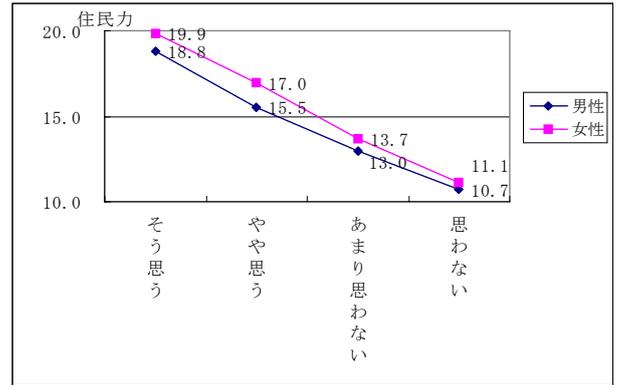
→住民力にとって不利な属性的条件を持つ住民（子どもがいない人、居住年数10年未満の人、大卒ではない人、三世帯世帯以外の人）でも、住民力得点の高い地区では、低い地区と比べ各自の住民力が上昇している。つまり、地域全体の住民力は個々の住民力に影響を与えていることが分かる。この結果から住民力の集合的地域効果を確認することができた。

まとめ：住民力は、住民主体の望ましい地域社会を形成するための資源のひとつとしても、また公共的領域において住民の関与を自発的に高めるための推進力としても位置づけられるような、重要な機能を内包していることが明らかになったといえる。

図表 1 住民力の構成要素

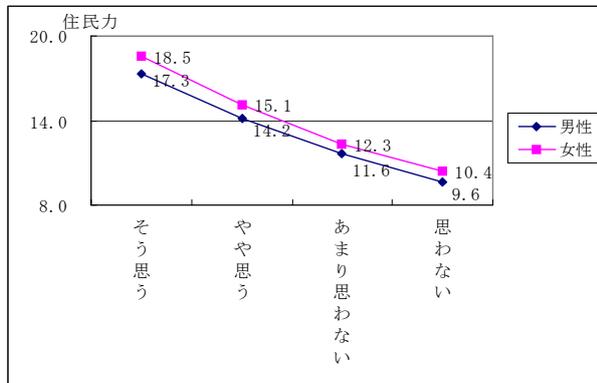


図表 2 「このまちの人は仲間」意識と住民力の関係



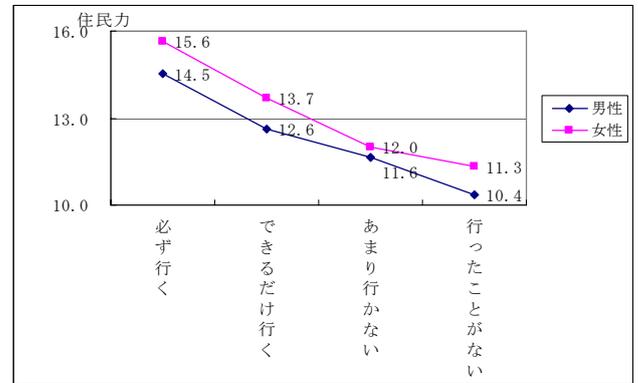
男性 p<0.001 女性 p<0.001

図表 3 「このまちの役に立ちたい」意識と住民力の関係



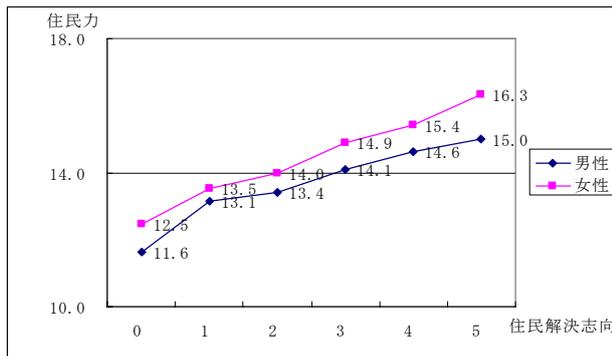
男性 p<0.001 女性 p<0.001

図表 4 地方選挙投票行動と住民力の関係



男性 p<0.001 女性 p<0.001

図表 5 住民解決志向と住民力の関係



男性 p<0.001 女性 p<0.001

住民解決志向

5つの生活課題を提示

- ①災害発生時の避難所での炊き出し
- ②子どもの安全を守る活動
- ③独居高齢者に対する簡単な支援
- ④近所の乳幼児の短い時間の預かり
- ⑤家のそばの並木道の落ち葉の清掃

それぞれに「家族や親族で処理」、「行政などの専門サービスで処理」、「住民たちで処理」の3つの選択肢を設定

「住民たちで処理」を選んだ回数(0~5)を住民解決志向とする

図表 6 住民力の集合効果

	住民力低い3地区		住民力高い3地区		男性	女性
	男性	女性	男性	女性		
子なし	11.7	11.5	13.0	13.6		***
居住年数10年未満	12.8	12.5	13.5	14.0		**
非大卒	13.2	13.7	15.5	15.0	*	
三世代世帯以外	13.2	13.2	15.2	14.9	***	***

*** p<0.001, ** p<0.01, * p<0.05

地域活動を基盤にした協働社会のあり方に関する調査研究概要

目的：地域社会において、区民参加・参画を発展し、区民と行政が共に課題を共有し協力して解決していくための論点を明らかにし、その方策のための資料を整理することで、協働社会への道筋を示す。

方法：世田谷区内で活動する町会、高齢者クラブ、NPO、各種ボランティア団体など「地域活動の担い手」に聞き取り調査をおこなった。

研究概要：地域活動団体が活動を維持するには、まず「人」が必要であり、安定的な「人」の確保のためには、住民の参加が不可欠である。そのうえで、地域活動団体と行政が協力・連携し、地域のガバナンスを創りあげるには、「情報」、「資金」、「人材・ネットワーク」、「共通のルール」が欠かせない要素である。

①「情報」：行政がNPOをはじめとする地域活動団体と協働して取り組みたいとする事業について、一元的に情報を管理し発信していくことが重要であり、過去の協働事業の概要、プロセス、結果、協働したことによる効果といった情報をデータベースとして蓄積し、これを発信していくことが必要となる。さらに協働社会の担い手として重要な役割を担うNPO等に関する実態把握・情報収集も求められる。

また、公共性のある地域の課題解決をNPO等と協働で進めることについて、地域の最大の構成員である住民に認知・理解してもらう必要がある、地域活動団体も積極的に活動内容、活動状況を地域住民に発信していかなければならない。これを効果的に進めるために、行政は団体が情報を発信しやすい仕組みを構築することが求められる。

②「資金」：公共を担う一員である地域活動団体が公共に資する目的を達成するためには、ある程度安定した資金を確保し、継続的な活動を通して地域に還元していく資金の流れが求められる。税金や寄付といった資金の流れのなかのどこかの段階で住民が自身の意思で応援できるような仕組みがあることで、地域活動を区民が支えるという地域全体による地域課題の解決への土壌が構築されるのではないかと。

③「人材・ネットワーク」：

人材育成：地域活動団体等の活動が持続・発展していくためには、地域活動の担い手として、中心となって活動してもらうリーダー的人材の育成が重要な取り組みの一つである。また、育成された人材が、地域ですでに活動している諸団体にスムーズに加わり、その中で十分に力を発揮し、地域へ貢献できるよう、行政がコーディネートやフォローアップについて取り組むことが重要となってこよう。

ネットワーク：町会・自治会といった地縁団体と、比較的新しい目的達成型の団体が、連携・協働して一つの地域で、課題解決を図るために活動を行うことで、その効果は単独で行う場合よりもはるかに高いものとなる。諸団体が一緒に活動していくなかで、交流が深まり、ひいては町会・自治会が抱える人材不足、後継者不足という課題について、後継で役員に就くといった契機になった例もある。他方、NPOなどの市民活動団体も、区民や地縁団体に対し、自らの活動を積極的にアピール、公表することで、自身の活動を理解・認識してもらい、地域や地縁団体が受け入れやすい環境を構築する必要がある。これらのコーディネートについては、行政も積極的に支援し、団体間の新たなネットワークを構築することが求められる。

④「共通のルール」：協働事業は、共通の認識を持って対等な立場でそれぞれの役割を果たしていくことであり、その実施にあたっては地域活動団体と行政の共通のルールづくりが求められる。その前提として、1つの協働事業において同じ方向を向き、目指すべき目標、成果を明確にすること、自主性・自発性に富む地域活動団体と公平・平等といった観点に基づく行政とで、互いの特性をよく理解することなどが重要である。

まとめ：これら4つの要素がどれも欠けることなく、互いに関連しあいながら、実際に機能していくことを通じて、持続可能な協働社会を創りあげていくことが可能となる。

聞き取り調査から明らかになった各団体の特性と求められる支援

団体名	団体の特性	得られた知見	重要な支援
A 町会	加入率 90%を超える。防災活動、青少年健全育成活動に力を入れ、地域とのつながりを重視。伝統的町会。	役員の担い手不足問題を解決するには、団塊の世代など地域から新たな人材を掘り起こすことが必要。	「地域の問題の可視化」や「行政からの協力要請」などから町会が抱える役割は増加傾向にあるにも関わらず、活動の担い手は高齢化と後継者不足で手薄になる。さらに、そういった問題を解決するのに不可欠な「新しく地域に入ってきた人との関わり」方にも大きな変化が見られるなど、現在の町会及びその活動は大きな転換期にあるといえる。
B 町会	加入率 80%を超える。地域福祉活動、小・中学校と協働しておこなう防災活動に力を入れている。	「隣近所の良いお付き合い」を基盤として、地域における自助・共助の意識を育てていく必要がある。	
C 町会	加入率 70%を超える。地域福祉活動、防災・防犯活動に力を入れている。	地域を越えて活動し、ボランティア的な側面を重視した新しい町会のかたち。	
生涯大学 修了生による地域 活動団体	「生涯大学の成功例」 生涯大学の卒業生の地域活動の受け皿。大学のつながりを維持しながら地域の中で実践活動を拡大している。	持続可能な活動のための組織マネジメント ・会員間の親密さ ・自己充足性と公共志向性のバランス ・適切な組織規模	(生涯大学から継続的な組織活動を作り出すために必要な支援は) ①活動立ち上げ前から自由に使用できる場所②自主性を重視し、時機を考慮した適切なアドバイス
A クラブ (高齢者クラブ)	「高齢者クラブの生き残り戦略その①」 地域開放型への移行と自己充足性の一層の充実。	広域化とクラブ活動の充実によって参加者が増大し、行政への依存しない組織運営が可能になっている。	高齢者クラブは新たな会員や活動場所や活動資金の確保が困難な厳しい状況に置かれている。各団体は創意工夫をこらして行政から自立しつつ、参加者の well being につながる新しい組織作りをおこなっている。こういった活動の支援をすることが重要になってくる。
B 会(高齢者クラブ)	「高齢者クラブの生き残り戦略その②」 地域志向型・公共志向型への移行。	町会などの地域団体へ社会貢献を積極的に行うことで、活動場所や活動資金を自己調達し、男性会員も増加。	
世田谷 NPO 法人 協議会	ガバナンスの一翼を担うための NPO 間の連携促進。横の連絡網が形成されていない NPO 団体間のネットワークの母体としての役割を担っている。	「世田谷区における NPO 活動の特徴」 ①女性を中心とした地域活動の数十年に及ぶ実績が蓄積されている。 ②団体数は多いが、その分活動規模が小さい NPO 団体が多い。	行政職員が全部やっていた仕事のうちで、民間に下ろしたほうがよい、あるいは地域活動、地域支え合い活動としてやったほうがよいという部分を、NPO 法人がやっていくというシステムづくりが必要。
桜並木保 全に取り 組む地域 活動団体	サラリーマン地付き層による新しい住民自治組織 ※烏山ネットから出発	・地域文化を重視したコミュニティ意識の醸成 ・町会との関係を重視したうえで、住民の総意形成のための努力 ・行政との対等な関係	住民と行政が協働して地域課題の解決に当たるための「きっかけ」「場」づくりによる住民自治の推進

「ソーシャルビジネス」に関する調査研究概要

目的：ソーシャルビジネスとは、一般的に、福祉・保健、障害者支援、子育て支援、就労支援、環境問題、地域活性化、まちづくり等の様々な社会的課題の解決を目的とした持続的な事業活動と捉えられている。世田谷区におけるソーシャルビジネスの現状と今後の世田谷区の関わり方について研究を行う。

方法：国の調査によると NPO 法人が約半数を占め、次いで株式会社、個人事業主と続いている。世田谷区内には約 400 の NPO 法人が存在し、また 25,000 社に及ぶ中小企業、個人事業主が存在する。担い手となる可能性をもつ地域資源は十分に存在しており、これらの団体が、担い手になり得るかについて、その団体の現状、意思、意欲等を把握するため、アンケート調査を実施した。そのほか、アンケート調査の回答を得たいいくつかの団体へのヒアリング調査を実施した。

・事業者向けアンケート概要

平成 21 年 9 月郵送、調査員が訪問回収、調査対象企業 4,229 社、有効回収票 1,693 件、有効回収率 40.0%

・NPO 法人向けアンケート概要

平成 22 年 2 月郵送実施、郵送数 331 件、有効回収数 84 件、有効回収率 25.4%

研究概要：

○アンケート調査から分かったこと

ソーシャルビジネスの担い手がさまざまな形態で存在している。さまざまな立場から、ソーシャルビジネスへの参入、転換が考えられ、それぞれの立ち位置において、抱えている課題が異なる。こうした各段階において行政が支援できることも異なるため、一律の支援メニューでは、ソーシャルビジネスの発展を支援することは難しい。

○支援の方向性について

①ソーシャルビジネスの認知度の向上

ソーシャルビジネスの目的、特徴、システムの周知及び、こういう形で地域・社会へ貢献している企業、団体があるという情報の共有が必要。情報発信を効果的に実施し、より情報の共有化を図ることでより効果が大きくなる。サービスや商品の購入時に、こうした団体を選択することを通じて、自分も社会や地域に貢献できると考える方々が増え、ソーシャルビジネス事業の市場は広がり、資金的な課題の解決にもつながる。人材に関する需要と供給のマッチングについても、情報提供、情報共有の展開により、スムーズに行うことが可能となる。

②資金的な課題に関する支援

起業時や、新しい事業展開、ビジネス手法導入時などは、多くの団体が資金的な課題を抱える。こうした不安定期には、融資あっせん制度の充実や遊休施設の活用による場の供給などの支援が考えられる。この場の供給については、社会・地域貢献活動を実施する団体を集積し、各々のネットワーク化を図り、その連携、協働、支え合いといった効果を生み出すための場の供給、いわゆる中間支援施設のような支援方法も考えられる。

③人材の育成に関する支援

起業・創業までに必要な知識を学ぶだけでなく、事業を軌道にのせたり、事業拡大の際にどういった考え方、視点が必要か、またどういったネットワークを構築し、連携・協働を図っていくことが必要か、といった事業実施後の展開についてのフォローなども重要となってくる。受講生の経験や現在運営している団体の立ち位置に応じたプログラムが有効。それぞれの段階に応じて、現時点で必要なきめ細かいサポートを受け、ひとつずつステップアップをすることで、事業を軌道にのせ、安定的な活動を継続することのできる経営人材が育つ。

まとめ：ソーシャルビジネスの周知、情報提供、資金面の支援、人材の確保に関するマッチング支援、活動する場の支援、経営人材の育成などの支援を、体系的に実施していく必要がある。こうした取り組みにより、地域に支えられながら、地域を支える「ソーシャルビジネス」が世田谷区に根付き、新たに社会的課題の解決に取り組む事業を営む起業家が増加したり、地域に存在する豊富な人材を活かして雇用機会を創出するなど、地域の活性化や産業の振興の実現に大きく寄与することとなる。

調査結果等

○事業者向けアンケート

図1 地域へ貢献する活動を行っている割合

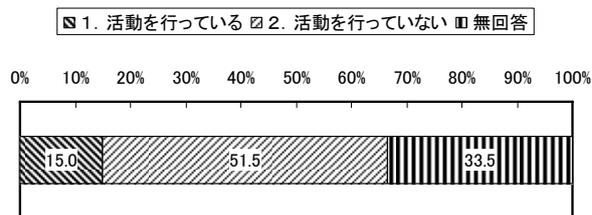
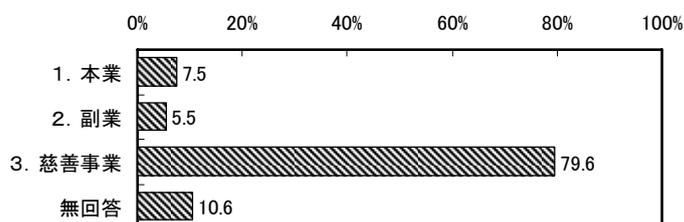


図2 その活動を本業、副業、慈善事業のどの形態で行っているか



・社会貢献的な活動の大半が、ボランティアといった無償の形態で行われている。
 ・「本業で」との回答が7.5%、「副業で」との回答が5.5%と、ビジネスのかたちで事業として、社会貢献を行う活動を行っている事業者が存在しており、実際、ソーシャルビジネスを展開している企業がある。

図3 今後、地域へ貢献する活動を行っていくか

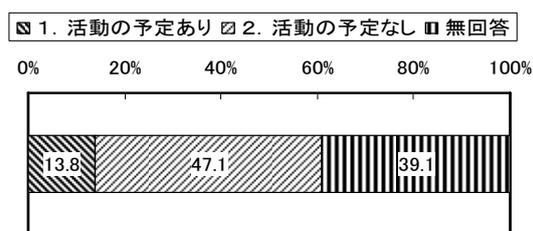
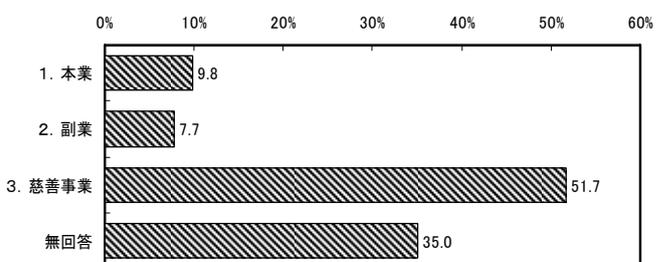
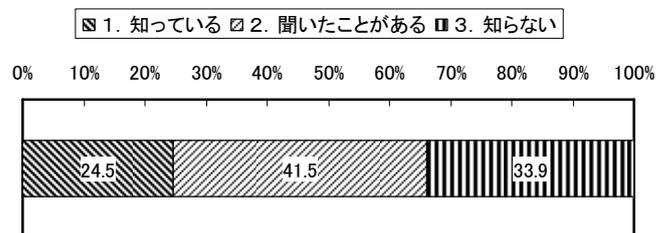


図4 その活動を本業、副業、慈善事業のどの形態で行おうとしているか



・今後、地域へ貢献する活動を行う予定があると回答した企業のうち、「慈善事業で行う」と回答した企業は約半数に留まり、本業、副業として活動を行いたいと回答した企業の割合が先の設問の割合と比較し、どちらも増えている。
 ・ソーシャルビジネスに近い形態で、社会的な活動を行う企業が増える可能性を伺うことができる。

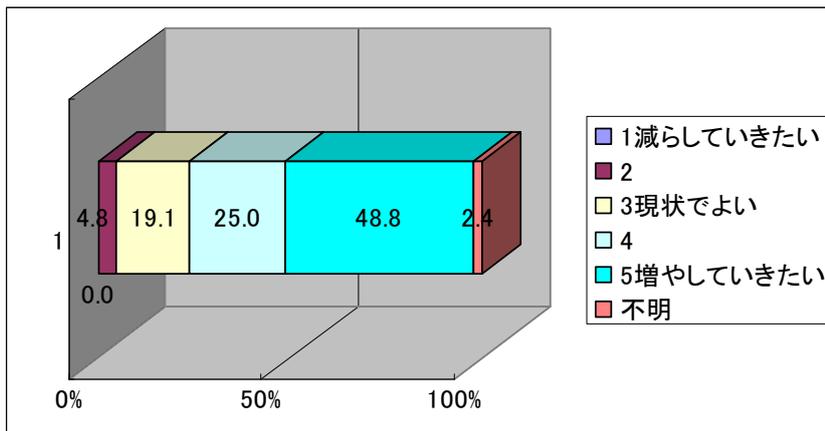
図5 「ソーシャルビジネス」という言葉を知っているか



・ソーシャルビジネスを知っていると回答した割合は24.5%と4分の1に満たない。
 ・ソーシャルビジネス事業者が地域で活動を続けるためには、サービスや商品の購入者はもちろん、地域の住民、事業者に「ソーシャルビジネス」について、言葉だけでなく、その目的、事業、理念などを理解し、共感してもらう必要があるが、まだまだ認知されていないのが現状といえる。

○NPO 法人向けアンケート

図 6 今後、事業収入の割合をどのようにしていきたいか



・全体の 4 分の 3 にのぼる団体は事業収入を増やしていきたいと回答しており、多くの NPO 法人が事業収入を引き上げていく方向を向いている。

現在抱えている課題について

- ・NPO 法人が現在抱えている課題について確認すると、「運転資金が十分に確保できない」という回答が最も多く、過半数に達した。次いで「連携・協働の進展」、「利用者への PR 不足」、「人材不足」と続いた。
- ・「人材不足のため事業実施・サービス供給体制が確立できていない」ことを主要課題と捉えている割合は事業収入の割合が増すにしたがって高くなっている。
- ・「経営ノウハウに乏しいこと」、「外部機関との連携・協力の進展」を主要課題と捉えている割合は、事業収入の割合が減るにしたがって高くなっている。

○ヒアリング調査から分かったこと

- ・1 つ目のケースは NPO 法人を設立しての居宅介護支援、移送サービス事業で、事業性、採算性を有する。移送サービスについては、その活動を支えるスタッフに仕事をリタイアした地域の方々を活用し、その方々に社会、地域との接点、いきがい、収入を得るという機会を創出している。設立当初等の財政基盤の弱い時期に資金調達に関する支援や、活動する場の確保に関する支援が必要。理事長が 60 年近く会社を経営、活動の中心であるご親族も自身で事業を営まれていたことから、経営についてのノウハウを持っていたことが継続性を持って活動を実施している 1 つの要因として挙げられる。世田谷区内で自立した社会的活動を広げていく支援策の 1 つとして、ソーシャルビジネスの立ち上げを目指す方や、立ち上げ間もない事業者、慈善型の NPO 法人から事業型の NPO 法人へと転換を図ろうとする団体のリーダーが、経営ノウハウや成功事例を学ぶ機会の創出が考えられる。
- ・2 つ目のケースは、事業を通じて障害を持つ方々に対する仕事機会の創出を図っていた。こうした事業がうまく機能するためには、障害者の自立の支援につながるならと、発注をしてくれる人が増えていく必要があり、社会全体で助け合う風土ができると、ソーシャルビジネスという形態が一層発展していくのではないか。そのためには、ソーシャルビジネスが、より一層消費者に認知され、商品、サービスの購入等の際に、選択の要因のひとつとなるように、周知を図っていく必要がある。

○参考事例から分かったこと

- ・社会貢献的な活動を行っている事業者や NPO 法人など、組織形態に関わらず、活動する場を提供し、集積を図ることで、連携、協働が行いやすくなる
- ・市民、企業からの寄付等による資金の流れが活性化することで、利用者の負担軽減につながる。
- ・新たな税額控除の導入が実現することによって、寄付による資金の流れが活発になることが期待される。

図7 各段階における課題及びステップアップのための支援策の一例（イメージ）

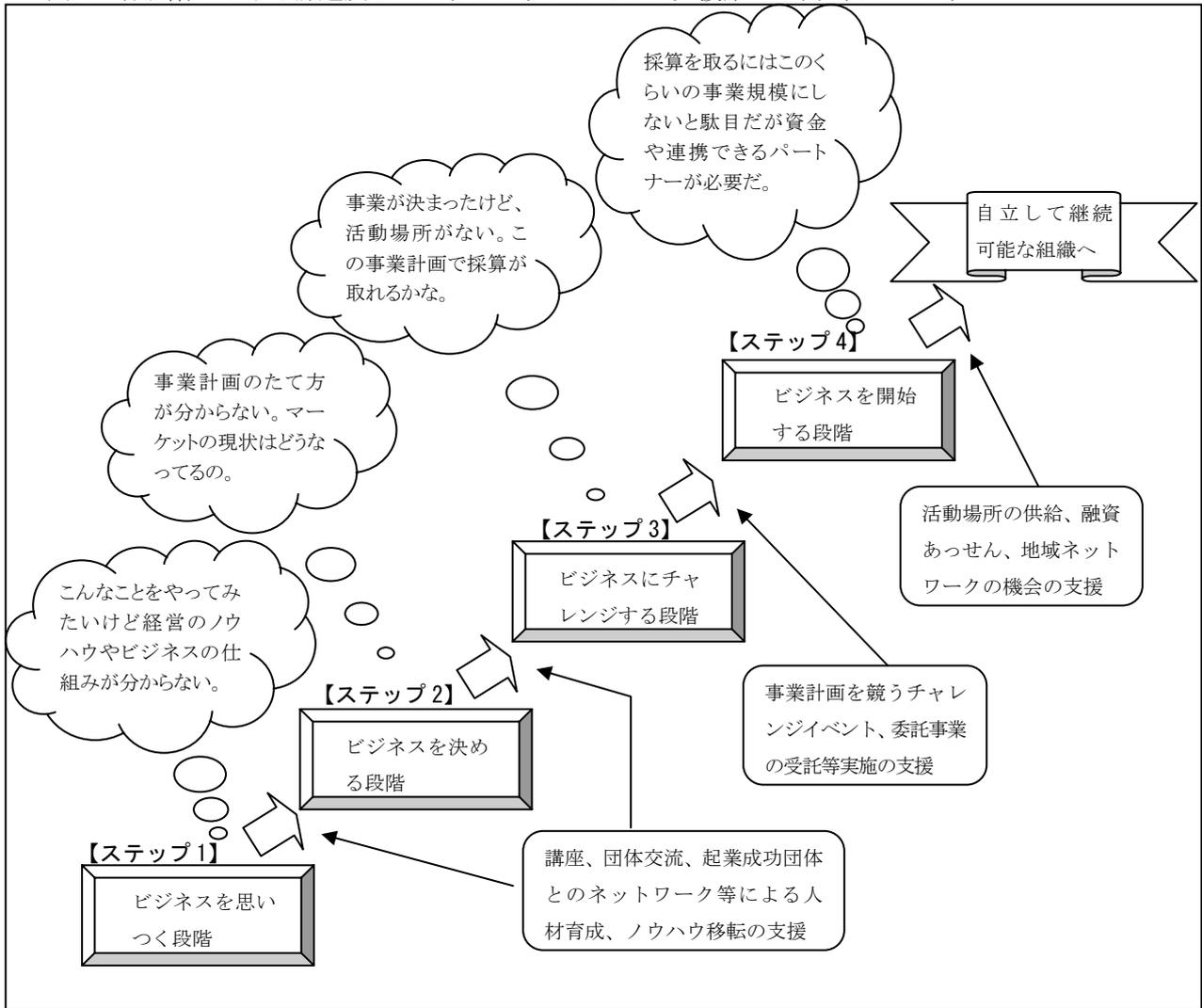


図8 課題、支援策、今後の方向性の全体像

